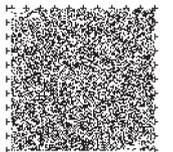


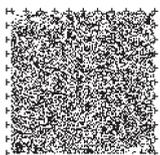
第4期 交野市地域福祉計画

か かわりあって たすけあい
のびのび しあわせのまちづくり



令和3年5月
交野市





はじめに

少子化・高齢化、人口減少、多様な価値観、近隣関係の希薄化などにより、地域社会は大きく変化し、社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、生活課題も複雑化・多様化しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は私たちの暮らし全般に大きな影響をもたらし、特に、人と人との関わりや支え合いを基本とする地域福祉活動は、「新しい生活様式」を踏まえた対応が必要となります。

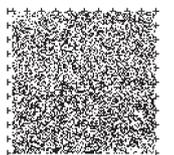
本市の現状を踏まえ、地域福祉の充実のために策定いたしました本計画では、“地域のつながり”“地域福祉の担い手”“暮らしを支える仕組み”“安全・安心な地域”をつくるこれまでの4つの目標にむけた更なる取り組みとともに、市町村の「自殺対策計画」「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」も含め、“みんなで助け合える地域共生社会の実現”を目指してまいります。

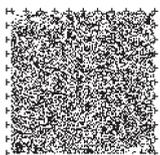
計画の推進にあたりましては、行政はもちろんのこと、地域の人や組織、関係団体、事業者などが協働して取り組むことが重要であります。

皆様のご理解・ご協力を心よりお願い申し上げますとともに、計画策定にあたり、アンケート調査や地域懇談会にご協力いただきました皆様や、交野市地域福祉計画推進審議会の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年5月

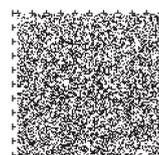
交野市長 黒田 実

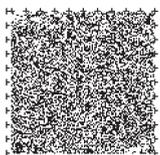




目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	地域福祉計画とは	1
2	計画策定の背景と趣旨	2
3	第3期計画策定以降の国等の動向	3
4	計画の位置づけ	6
5	計画の期間	7
6	計画の策定方法	8
第2章	地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1	統計データ等からみる交野市の現状	9
2	市民の意識と実態（市民アンケート調査より）	26
3	関係団体等の状況とニーズ	39
4	地域懇談会に向けた意見集約アンケートからみる交野市の現状	41
5	第3期計画の進捗評価	44
6	交野市の地域福祉を取り巻く課題の整理	48
第3章	計画の基本的な考え方	50
1	基本理念	50
2	基本目標	51
3	基本的な視点	52
4	重点的な取り組み	53
5	計画の体系	56
第4章	施策の展開	57
	基本目標1 地域のつながりをつくる	57
	基本目標2 地域福祉の担い手をつくる	65
	基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる	68
	基本目標4 安全・安心な地域をつくる	78
第5章	計画の推進に向けて	81
1	計画の普及啓発	81
2	市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進	81
3	地域福祉の推進体制	83
4	計画の進行管理・評価	83
資料編		84
1	策定の経過	84
2	交野市地域福祉計画推進審議会条例	86
3	交野市地域福祉計画推進審議会委員名簿	87
4	用語解説	88





第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画とは

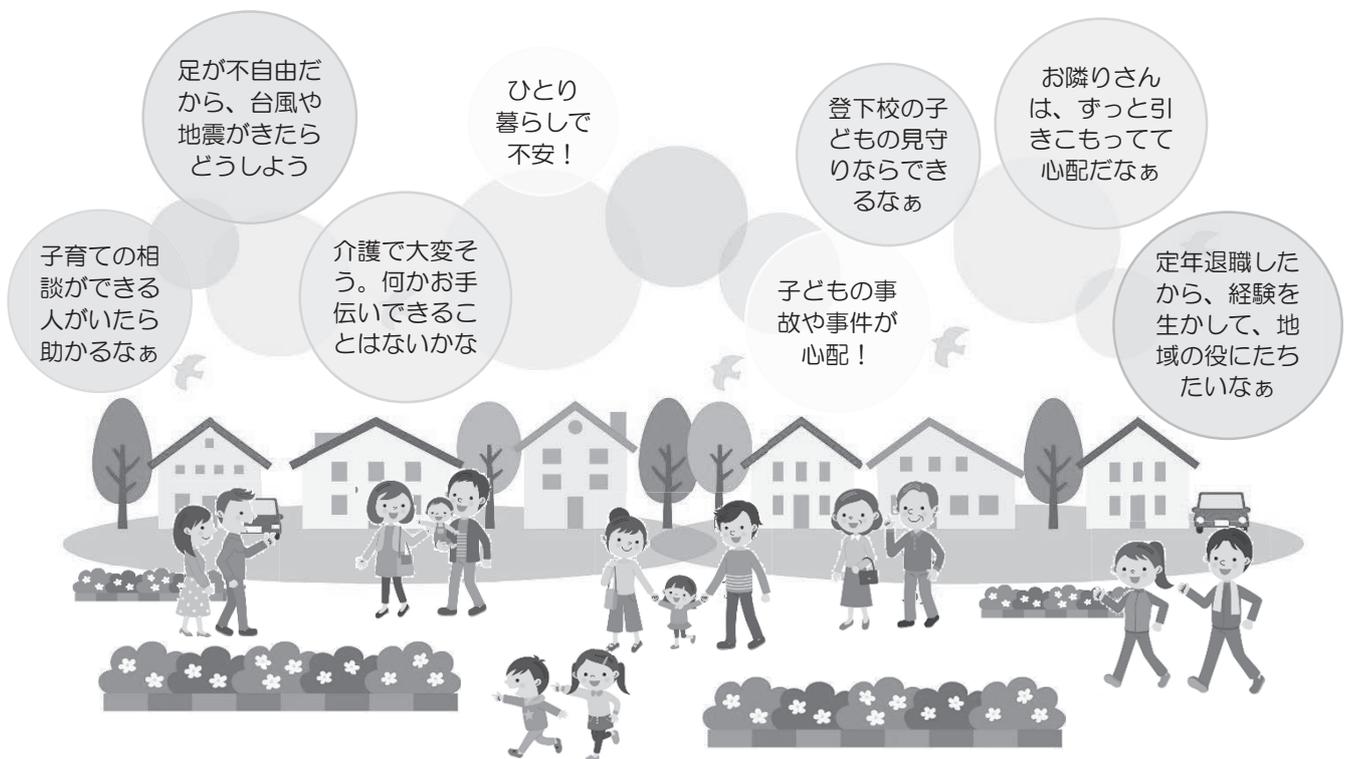
「地域福祉」とは、

ちいき に関わるさまざまな人の力で、**心** だんの **く** らしの **し** あわせを
支え合う取り組みをいいます。

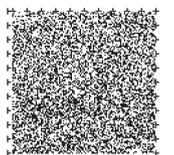
少子高齢化が急速にすすみ、また、厳しい経済情勢が続くなか、普段の暮らしに、不安や困難を抱える人が増えています。家庭や地域のつながりも、昔と違って、支える力が弱くなってきており、行政や民間の福祉サービスだけでは対応が難しいことも多くあります。

そこで、すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域みんなが、お互いに助けたり、助けられたりする関係や、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働して、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の仕組みづくりが、今、とても重要となっています。

地域福祉計画は・・・



日常の暮らしの中で、「困りごと」や「気がかりなこと」はたくさんあります。制度やサービスで対応できない課題に対して、地域の方々と関係団体、行政が一緒になって、支え合い・助け合う「地域福祉」の仕組みを考えます。



2 計画策定の背景と趣旨

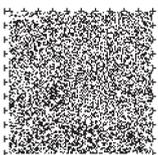
わが国は、急速な少子高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯といった高齢者のみの世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

さらに、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、また、フリーターやニート、ひきこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している 8050 問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障がいやその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱える世帯）の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取り組みを始めており、本市でもその対応が求められています。

本市においては、これまで地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 18 年（2006 年）3 月の「交野市地域福祉計画」策定以降、平成 23 年（2011 年）3 月には「第 2 期地域福祉計画」、平成 28 年（2016 年）3 月には「第 3 期地域福祉計画」を策定し、福祉サービス基盤の整備・充実や地域住民、事業者、関係団体などの主体的な福祉活動への取り組み支援などの施策を進めてきました。

本計画は、「第 3 期地域福祉計画」が令和 2 年度（2020 年度）で終了することから、国や社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を再度整理し、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、住民のニーズなどを踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。



3 第3期計画策定以降の国等の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受けて経済的に困窮する人が増加している状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成25年(2013年)12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じ得る限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支え合う」地域づくりを目指すこととしています。

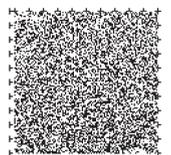
(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年(2015年)9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、多機関・多分野協働による「包括的な相談支援システム」と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28年(2016年)6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域におけるすべての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係が不可欠であることから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。



(5) さまざまな差別の解消に向けた取り組み

さまざまな差別の解消に向けて、国において、平成 28 年（2016 年）にいわゆる「人権三法」と言われる、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」を施行し、個別の人権問題の解決に向けた法律が整備されました。

これらの法律には、差別的な言動に対する相談・教育・啓発活動の実施、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、事業者や行政機関・地方公共団体への「合理的配慮」の義務などが明記されており、障がいの有無や民族・国籍などの違いを豊かさとして、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(6) 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

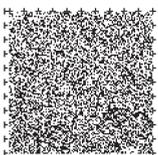
この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年（2017 年）3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

(7) 再犯防止推進計画（再犯防止の取り組み）

平成 28 年（2016 年）12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪や非行をした者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。



(8) 重層的支援体制整備事業

令和2年(2020年)6月に、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

市町村においては、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための重層的な支援体制の整備に努めることが規定されています。

(9) SDGs(エス・ディー・ジーズ)【持続可能な開発目標】の推進

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

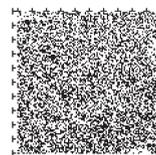
SDGsの達成に向けての取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における積極的な取り組みも必要となります。

本市においては、このSDGsの示す理念や方向性が、本市の定める基本構想等と共通する部分が多いことから、各部署が実施する取り組みにSDGsを明確に位置付けることで、市民や事業者など多様な関係者への浸透を図り、それぞれが連携・協力しながら持続可能なまちづくりを行っていくことによって、SDGsの達成に貢献することを目指しています。

本市の地域福祉の取り組みは、「かかわりあって たすけあい のびのびと しあわせのまちづくり」を目指すことを掲げ、SDGsの実現においても不可欠な取り組みといえます。

本計画は、地域福祉と特に関連が大きいと言える「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、様々な取り組みを連動させることで、持続可能な地域と福祉の仕組みをつくっていくことが期待されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

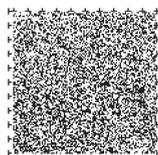
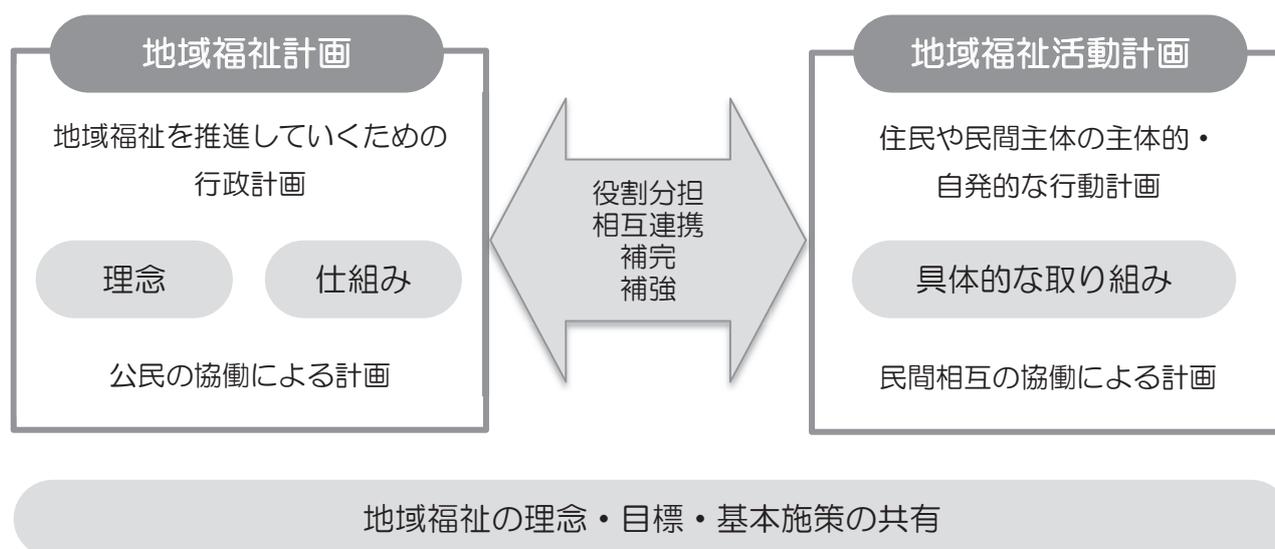
なお、「自殺対策基本法」(平成28年(2016年)改正)に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて策定する「市町村自殺対策計画」、「成年後見の利用の促進に関する法律」(平成28年(2016年)5月施行)に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年(2016年)12月施行)に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

(2) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、「地域の支え合い・助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」や「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、校区福祉委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者などの民間団体等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

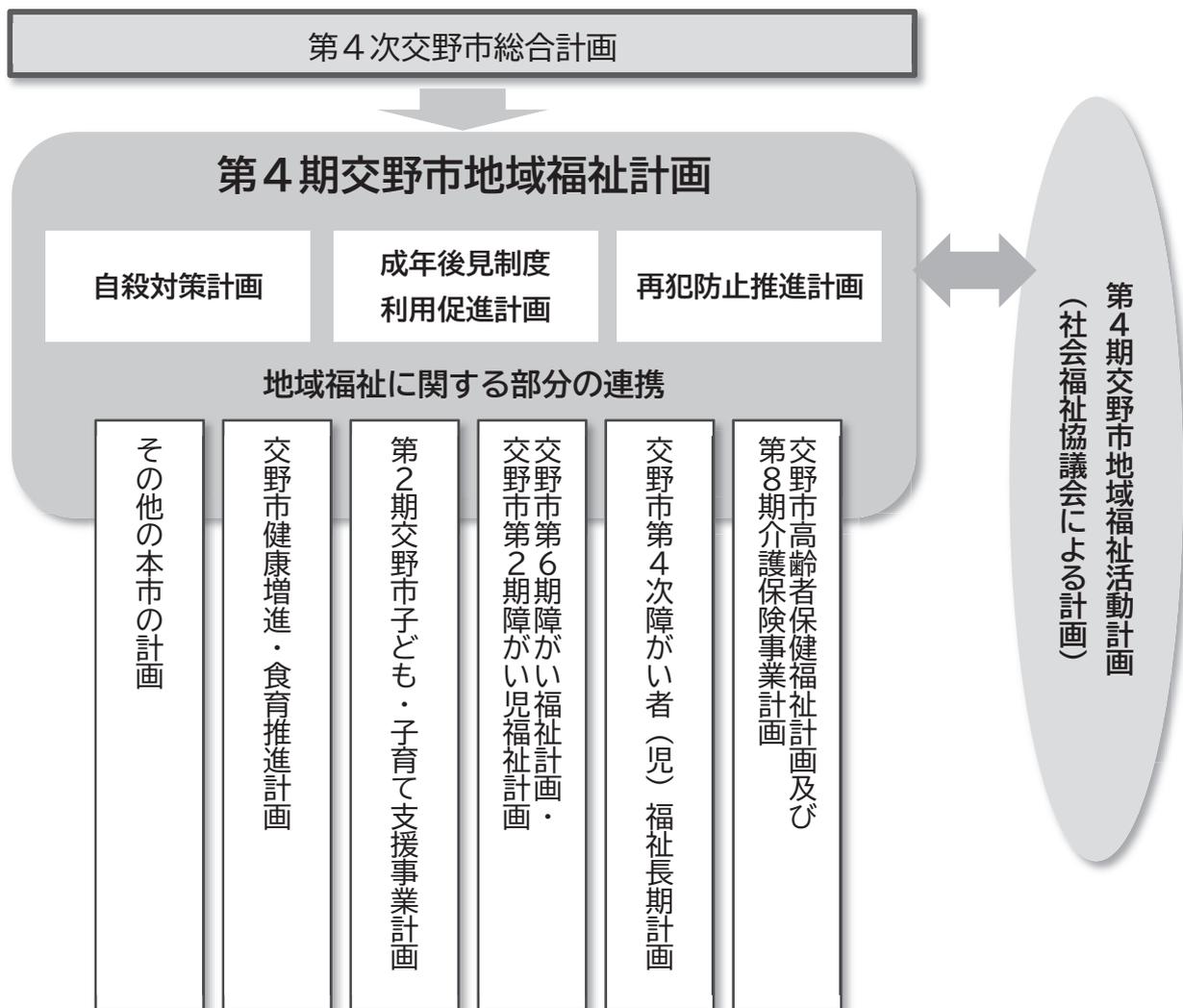
地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、交野市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。



(3) 市の他の計画との関係

本計画は、第4次交野市総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

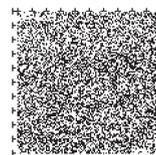
また、本計画は、交野市を含む広域的な計画である「第3期大阪府地域福祉支援計画」との整合性を図るとともに、社会福祉協議会が策定する「第4期地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉を推進していきます。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度として令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。



6 計画の策定方法

本計画は、現状を把握するために地域懇談会（意見集約アンケートを含む）を実施するとともに、計画の策定にあたっては審議会での検討・審議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

また、社会福祉協議会で策定する「第4期地域福祉活動計画」との連携を強化するため一体となって調査し、計画策定を行いました。

(1) 交野市地域福祉計画推進審議会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「交野市地域福祉計画推進審議会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

(2) 市民・関係団体アンケート調査

住民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、市内にお住まいの20歳以上の2,000人の方と市内の地域福祉にかかる関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) 地域懇談会に向けた意見集約アンケート

地域福祉の主体である地域住民が、「自分たちの地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者、施設などが連携するきっかけとなり、顔合わせの場になることを期待して、各校区福祉委員会の協力を得て、市内10校区（12地区）において、1,780の方にアンケートを配布し930の方に意見を聴取し、「地域懇談会（意見集約アンケートを含む）」を実施しました。

※なお、地域懇談会の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大により一部の実施となりました。

(4) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

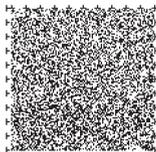
■実施期間：令和3年（2021年）4月12日（月）～5月12日（水）

■意見提出：1名（意見件数：3件）

(5) 計画素案の概要説明動画の公開

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、計画素案の概要について説明動画を作成し、公開しました。

■実施期間：令和3年（2021年）4月14日（水）～5月12日（水）



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる交野市の現状

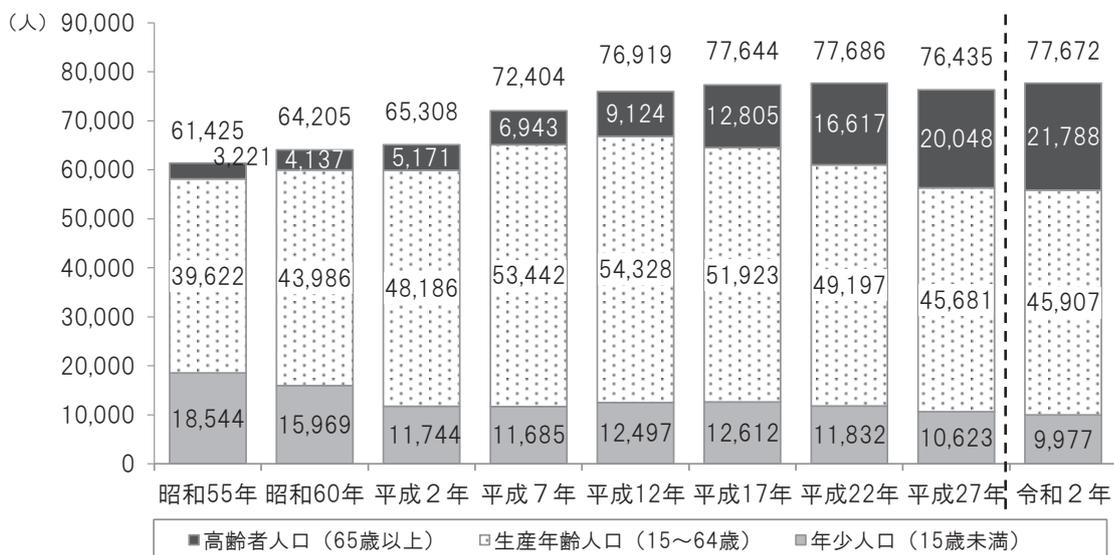
(1) 人口・世帯数の状況

① 人口の推移

人口は、令和2年（2020年）9月末時点で77,672人となっており、近年はやや減少傾向となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はともに減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

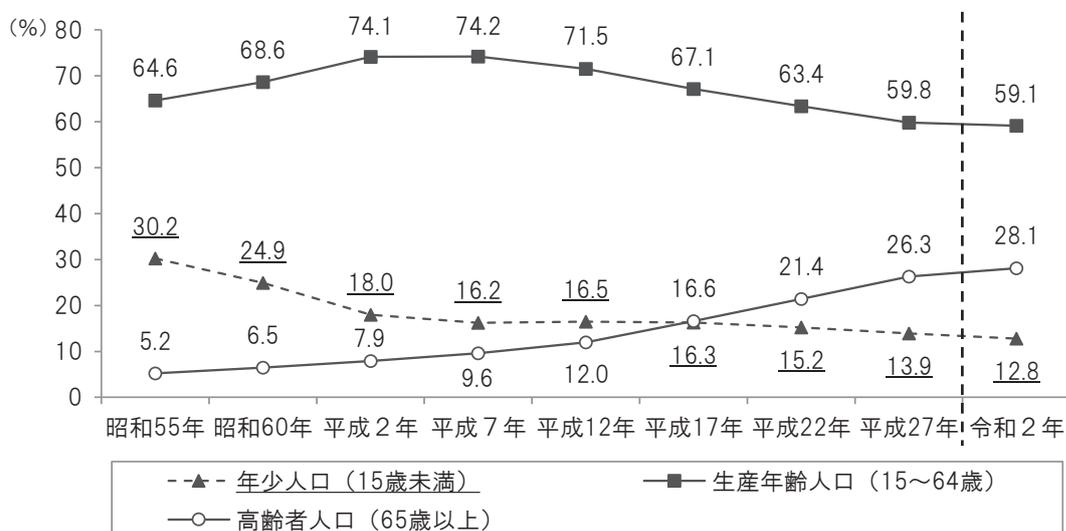
また、総人口に占める割合で見ると、高齢者人口（65歳以上）割合は上昇しており、令和2年（2020年）9月末時点で28.1%と、人口の4人に1人以上が高齢者となっています。

図：年齢3区分別人口の推移

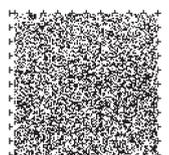


※「年齢不詳」の方がいるため、3区分別人口の合計と総人口数は一致しない。

図：年齢3区分別人口割合の推移



【資料】昭和55年～平成27年：国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年：住民基本台帳人口（9月末現在）

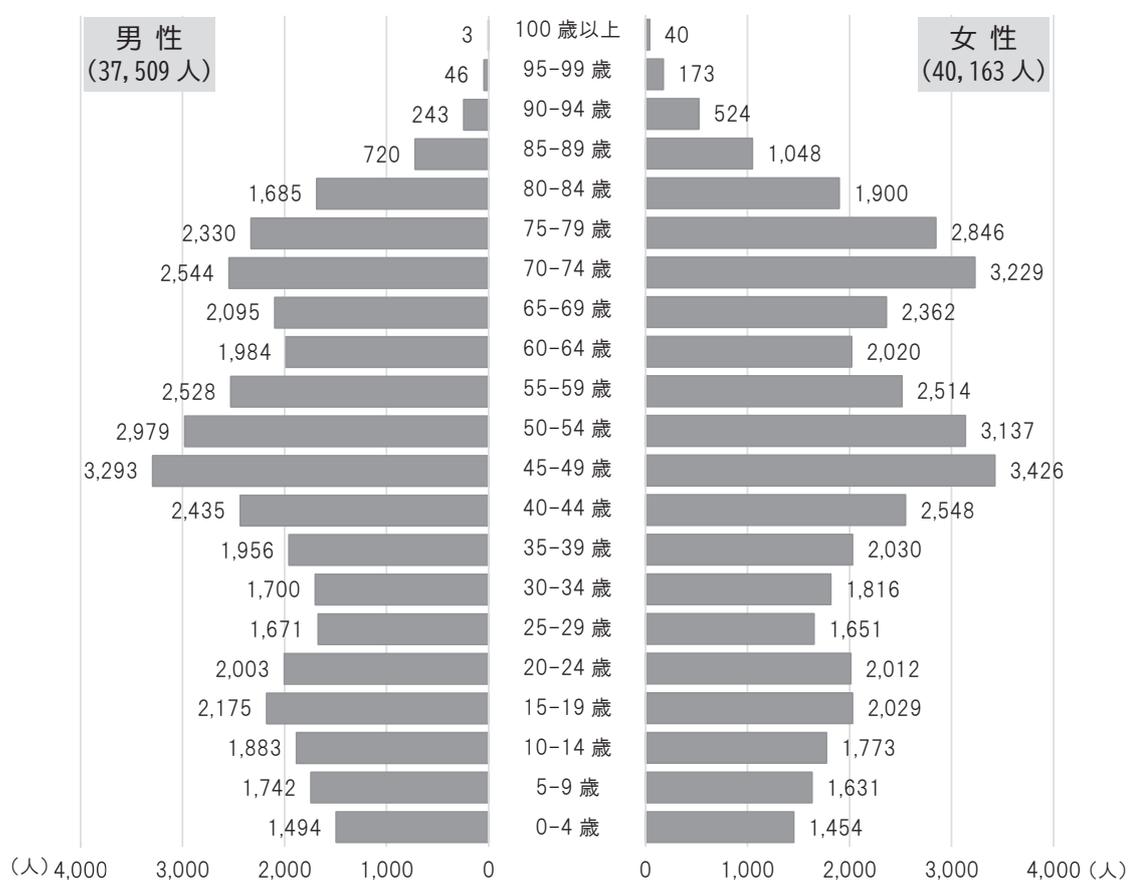


② 人口ピラミッド

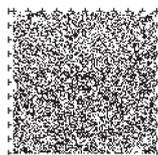
令和2年(2020年)9月末現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、いわゆる「団塊の世代」(第1次ベビーブーム世代:1947~1949年生まれ)にあたる70~74歳と「団塊ジュニア世代」(第2次ベビーブーム世代:1971~1974年生まれ)にあたる45~49歳の年齢層が多くなっています。

今後、5年後には75歳以上の後期高齢者が著しく増加し、高齢者の中での高齢化が進むとともに、団塊ジュニア世代の子ども世代の人口は少ないことから、少子化がますます進むことが推測されます。

図：人口ピラミッド（令和2年（2020年）9月末現在）



【資料】住民基本台帳人口（令和2年（2020年）9月末現在）

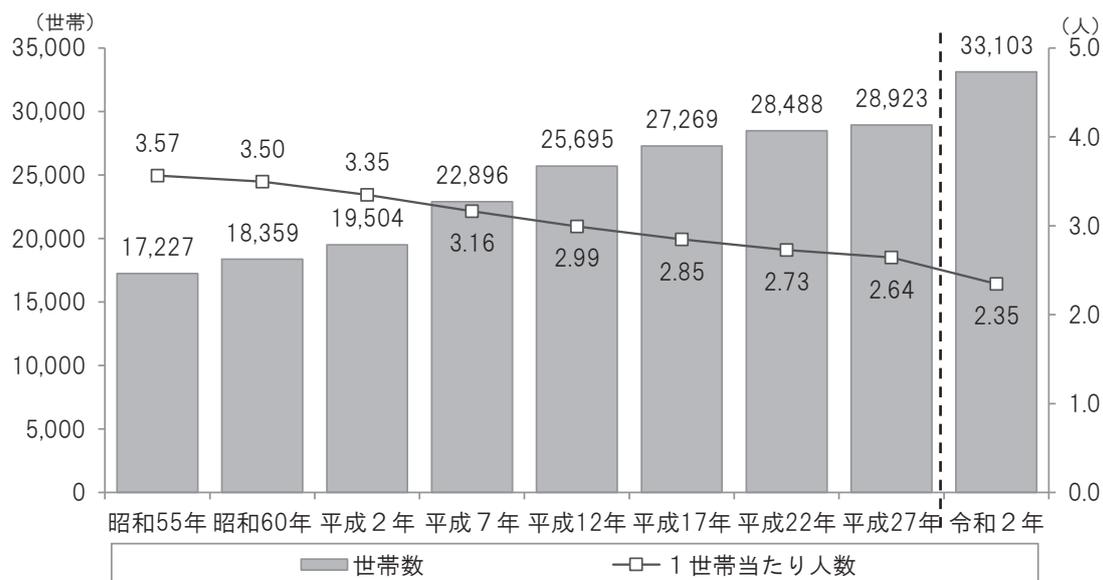


③ 世帯数の推移

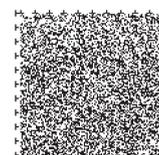
世帯数は、令和2年（2020年）9月末時点で33,103世帯となっており、昭和55年（1980年）以降、増加傾向となっています。

人口が横ばい傾向から近年ではやや減少傾向となっていることから、世帯の少人数化が進んでおり、令和2年（2020年）9月末時点で1世帯当たり人数は2.35人となっています。

図：世帯数の推移



【資料】昭和55年～平成27年：国勢調査（各年10月1日現在）、令和2年：住民基本台帳人口（9月末現在）

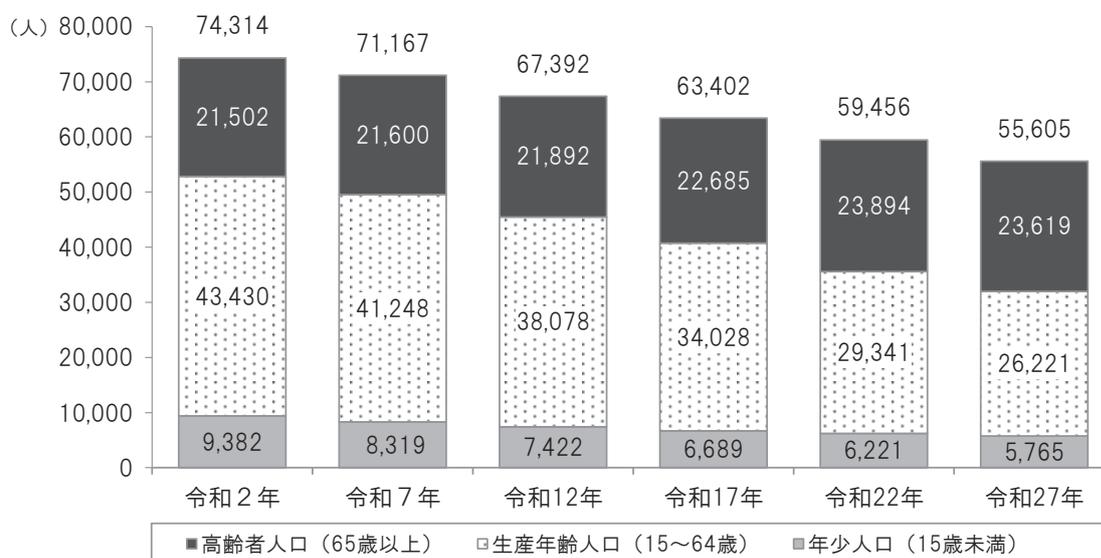


④ 人口推計

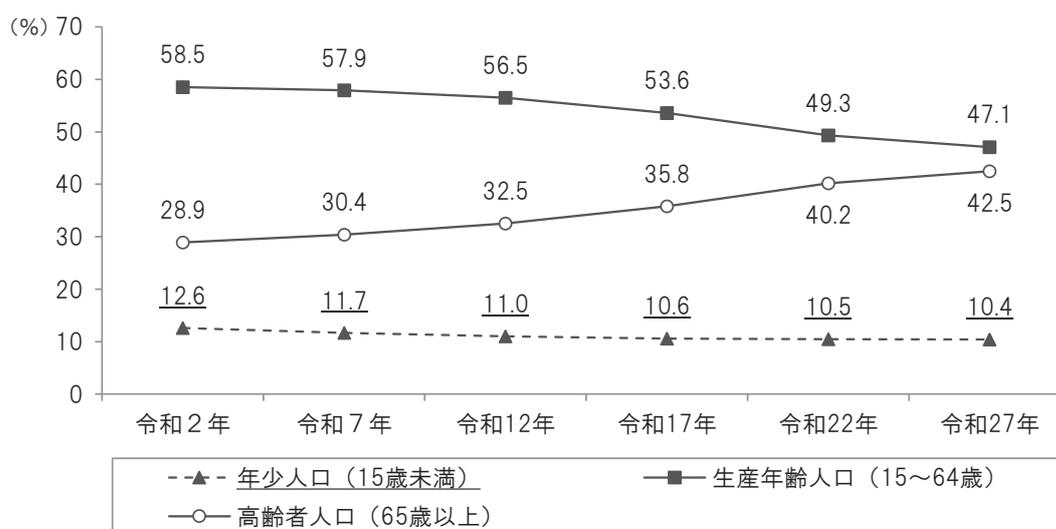
今後の推計をみると、本市の人口は今後も減少を続け、10年後の令和12年（2030年）には67,392人と7万人を下回り、20年後の令和22年（2040年）には59,456人と6万人を下回るなど、急速な人口減少が予測されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、15年後の令和17年（2035年）には35.8%と、人口の3人に1人以上が高齢者になると予測されています。

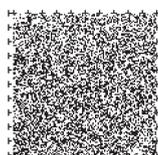
図：年齢3区分別人口の推計



図：年齢3区分別人口割合の推計



【資料】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

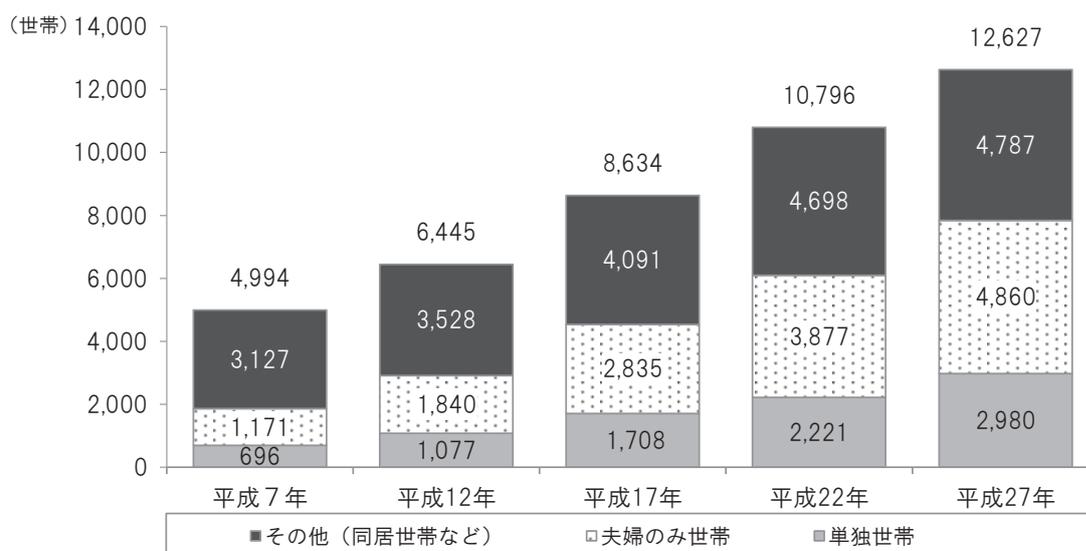


(2) 高齢者、障がいのある人等の状況

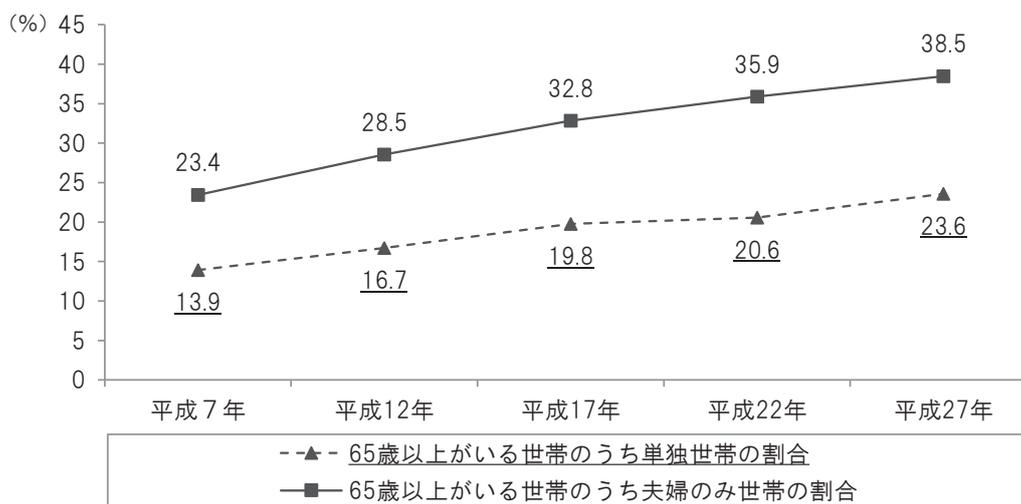
① 高齢者のいる世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加し、平成27年(2015年)には12,627世帯となっています。また、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち単独世帯(ひとり暮らし)や夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、平成27年(2015年)には、高齢者がいる世帯のうち、単独世帯(ひとり暮らし)および夫婦のみ世帯が6割以上を占めています。

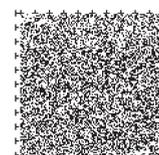
図：高齢者のいる世帯の推移



図：高齢者のいる世帯割合の推移



【資料】国勢調査(各年10月1日現在)



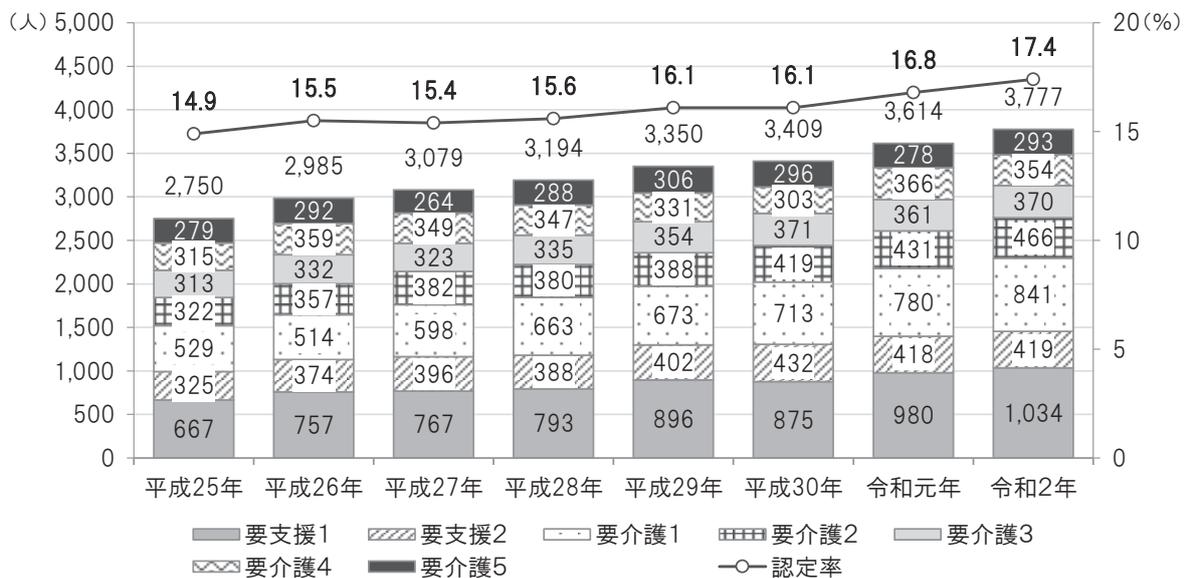
② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、平成25年（2013年）以降、増加傾向となっており、令和2年（2020年）3月末時点で3,777人となっています。

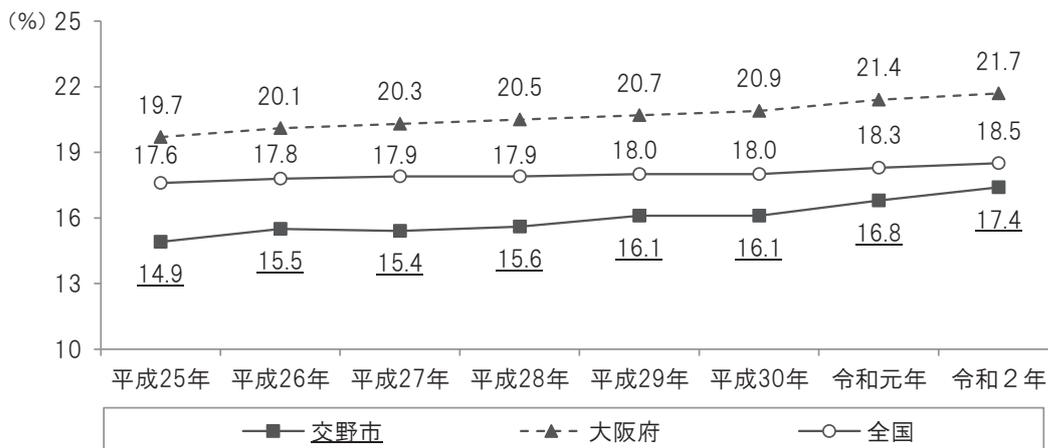
認定率でみると、平成25年（2013年）以降、やや上昇傾向となっており、令和2年（2020年）3月末時点で17.4%となっています。今後の高齢化に伴い、さらに要介護認定者数の増加が見込まれます。

また、認定率を全国・大阪府と比較すると、低い数値で推移しています。

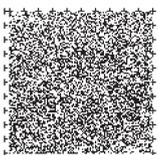
図：要介護認定者数の推移



図：認定率の推移（全国・大阪府との比較）



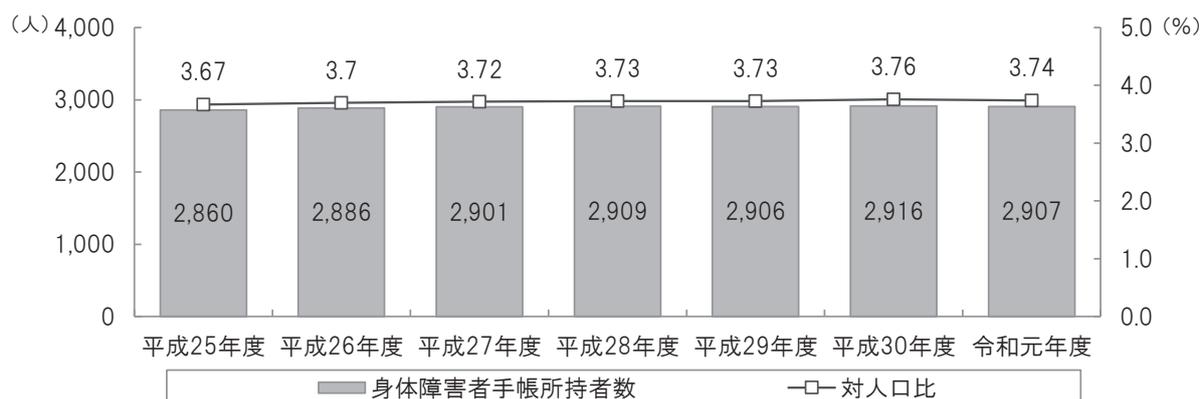
【資料】平成25年～令和元年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（各年3月末現在）
令和2年：「介護保険事業状況報告（3月月報）」（3月末現在）



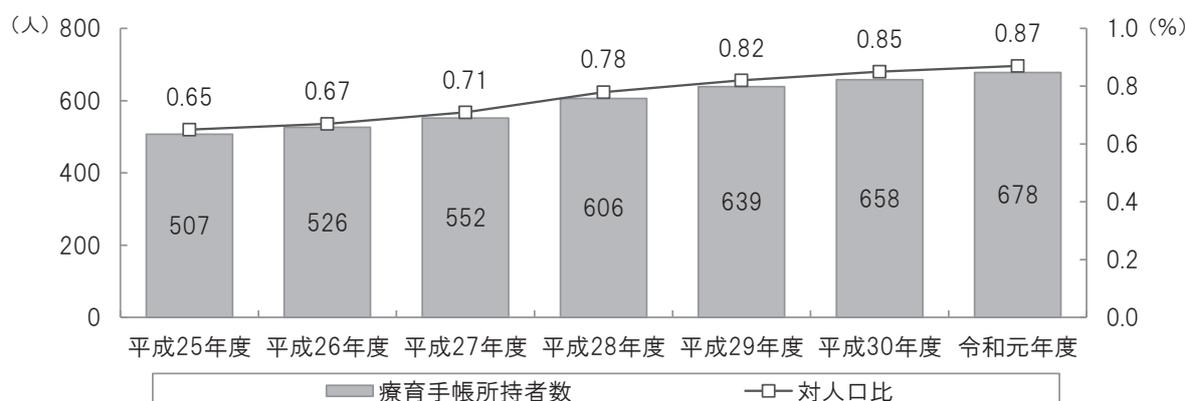
③ 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況は、身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）は横ばい傾向となっているのに対し、知的障がいのある人（療育手帳所持者）、精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向となっています。

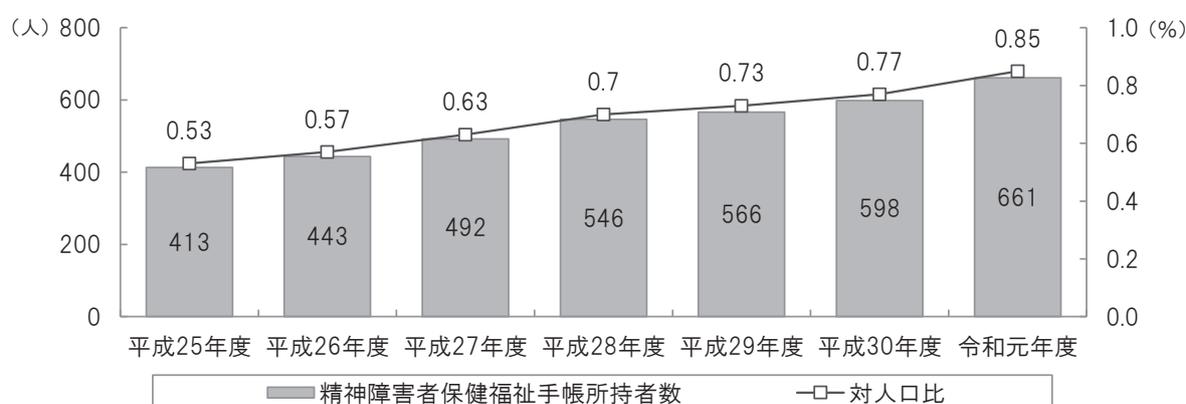
図：身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者数）の推移



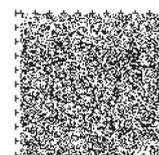
図：知的障がいのある人（療育手帳所持者数）の推移



図：精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）の推移



【資料】障がい福祉課（各年度3月末現在）



④ 子どもがいる世帯の状況

総世帯数はやや増加傾向にありますが、「6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯」は減少しており、交野市の平成27年（2015年）の「6歳未満の子どもがいる世帯」は2,797世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯」は7,779世帯となっています。また、「18歳未満の子どもがいる世帯」のうち、母子世帯・父子世帯を合わせた「ひとり親世帯」（核家族世帯）は890世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の1割以上となっています。

表：子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯数の状況

	平成22年（2010年）		平成27年（2015年）	
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総世帯数	28,453	100.0	28,869	100.0
6歳未満の子どもがいる世帯	3,053	10.7	2,797	9.7
18歳未満の子どもがいる世帯	8,301	29.2	7,779	26.9
うち母親と子どもの核家族世帯	447	1.6(5.4)	802	2.8(10.3)
うち父親と子どもの核家族世帯	37	0.1(0.4)	88	0.3(1.1)

※（ ）内は、「18歳未満の子どもがいる世帯数」に対する比率

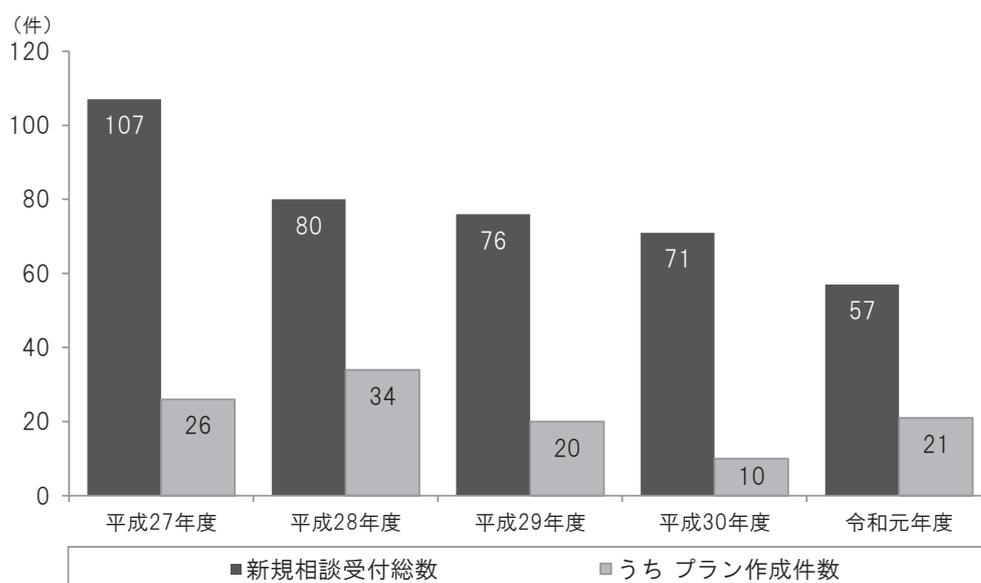
【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

⑤ 生活困窮者の支援状況

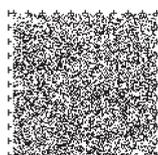
生活困窮に関する新規相談受付件数は、令和元年度（2019年度）に57件となっており、そのうち、プラン作成件数は21件となっています。

平成27年度（2015年度）以降の推移をみると、新規相談受付件数は減少傾向となっています。

図：生活困窮に関する新規相談受付件数等（延べ件数）の推移



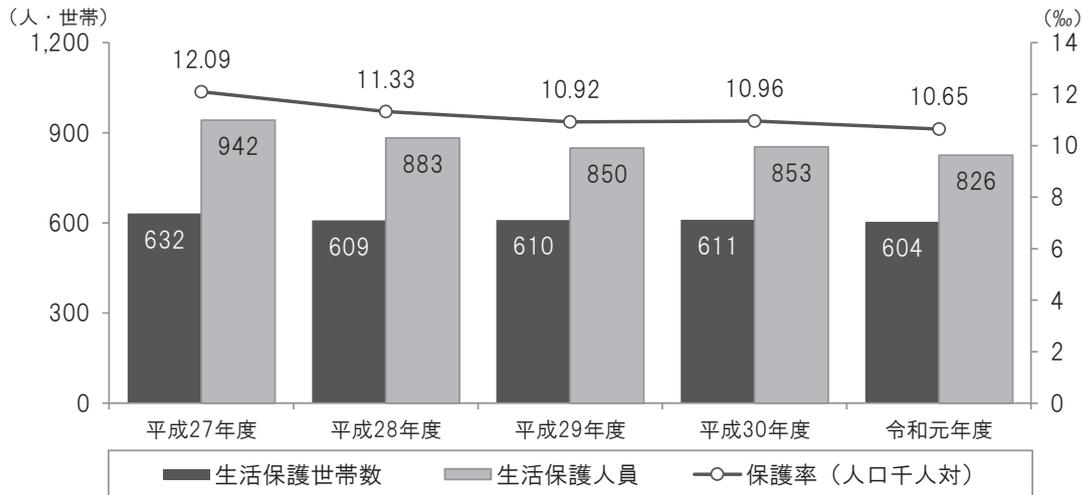
【資料】福祉総務課（各年度3月末現在）



⑥ 生活保護世帯等の状況

生活保護世帯等の状況は、令和元年度（2019年度）の生活保護世帯数は604世帯、被保護世帯人員は826人、保護率は10.65%（パーミル）※となっています。平成27年度（2015年度）以降の推移をみると、生活保護世帯数・被保護世帯人員は微減傾向となっており、人口千人対の保護率は減少傾向となっています。

図：生活保護世帯数等の推移



※保護率(%)は、人口1,000人に対する被保護人員の割合を表している。なお、他市町村等においても、生活保護の状況を示す場合、一般的な単位としてパーミル(%)を使用している。

【資料】生活福祉課（各年度3月末現在）

⑦ 自殺者数の状況

自殺者数については、平成27年（2015年）以降、10人前後で推移しており、令和元年（2019年）には12人となっています。性別でみると、各年とも男性の自殺者数が女性の約2倍～3倍近くとなっています。

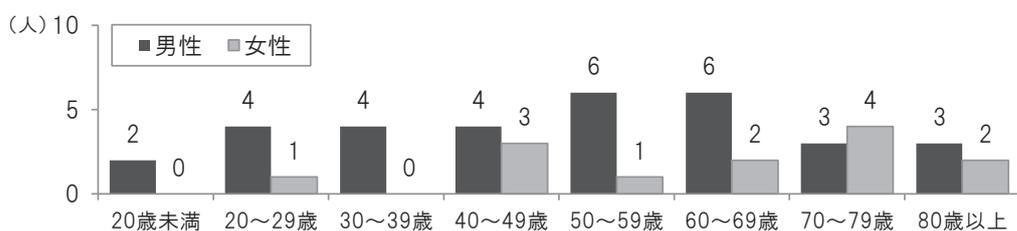
また、年齢別にみると、男性では50～60歳代、女性では70歳代が多くなっています。

表：自殺者数の推移

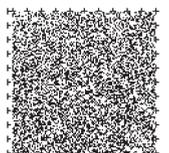
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
男性	7	9	3	5	8
女性	2	3	2	2	4
合計	9	12	5	7	12

【資料】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図：年齢別自殺者数の状況（平成27年～令和元年の5年間の合計）



【資料】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



(3) 地域における福祉の主な担い手

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性をもつ民間の福祉団体です。住民、福祉専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体、行政などが参加し、「住民主体」の理念のもとで、地域福祉の課題をみんなで考え、協力して解決に取り組んでいます。

■社会福祉協議会における主な地域福祉活動

- ・地域の住民自身が自発的に参加できる場づくり
- ・地域の見守り、情報収集、連絡調整
- ・地域の団体や機関がその問題を共有し、解決推進体制を創り出す

② 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在、本市では 94 人の民生委員・児童委員が活動しています。（定数 100 人）

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

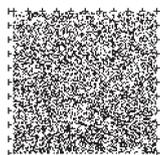
また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。主任児童委員は、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでおり、本市では 10 人の主任児童委員が活動しています。

③ 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の更生を任務として活動を行っています。

本市では、枚方・交野地区保護司会の保護司として活動し、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在、両地区で 106 人の保護司が活動しています。

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住地において、犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け、また、「犯罪の予防や犯罪者の更生への理解など」にかかる地域住民への周知活動の実施などの重要な役割を果たしています。



④ 人権協会

人権協会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法と本市人権尊重のまちづくり条例の趣旨に沿って、すべての人の人権が尊重され、共に生きる社会の一員として人権尊重の視点から、市民の権利と義務を自覚し、人間として相互に尊重し合うことによって、人権意識の高揚と定着を図り、安心して暮らすことができる明るい社会の構築を目指して活動を行っています。

本市では、交野市人権協会として活動し、市と連携・協力を図りながら、総合的に人権についての相談や支援等を行うなどの重要な役割を果たしています。

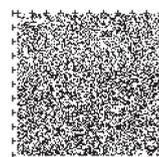
⑤ 地区・自治会等

地区・自治会等は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの中心的な担い手です。

地区・自治会等は、地域住民の親睦と連携（市とのパイプ役）の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場ともなっています。

■自治会の主な活動

- ・地域の伝統的な行事
- ・交通安全活動
- ・防火・防犯・防災活動
- ・清掃活動
- ・スポーツや文化のサークル活動 など



⑥ 校区福祉委員会

校区福祉委員会は、小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、小地域での住民同士の支え合い活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のための」自発的な組織です。令和2年度（2020年度）現在、本市には10の校区福祉委員会（郡津小学校区福祉委員会は3地区）があり、合計711人の校区福祉委員が活動しています。

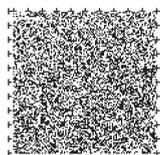
⑦ 社会福祉施設・事業所

高齢者関係、障がい者関係、児童関係のさまざまな福祉施設や事業所があります。

■高齢者関係施設・事業所

居宅系サービス	か所数	施設・居住系サービス	か所数
居宅介護支援事業所	15	認知症対応型共同生活介護	6
訪問介護	25	特定施設入居者生活介護	3
訪問入浴	0	介護老人福祉施設	4
訪問看護	8	介護老人保健施設	2
訪問リハビリテーション	2	介護療養型医療施設	0
通所介護	17	地域密着型介護老人福祉施設	4
通所リハビリテーション	6	合 計	19
短期入所生活介護・療養介護	9	地域包括支援センター	か所数
福祉用具貸与	3	地域包括支援センター	1
認知症対応型通所介護	0	合 計	1
小規模多機能型居宅介護	1		
看護小規模多機能型居宅介護	2		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		
合 計	89		

（令和2年4月1日現在）



■障がい者関係施設・事業所

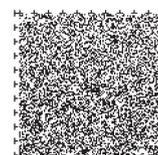
訪問系・日中活動系サービス	か所数	相談支援	か所数
居宅介護	21	計画相談支援	7
重度訪問介護	21	地域移行支援	5
同行援護	8	地域定着支援	5
短期入所	3	合 計	17
生活介護	9	障がい児支援	か所数
自立訓練（生活訓練）	1	児童発達支援	7
就労移行支援（一般型）	2	放課後等デイサービス	12
就労継続支援（A型）	1	保育所等訪問支援	0
就労継続支援（B型）	9	合 計	19
合 計	75		
居住系サービス	か所数		
施設入所支援	1		
共同生活援助	27		
合 計	28		

（令和2年4月1日現在）

■児童関係の主な施設（学校・幼稚園・認定こども園等を除く）

施設名	か所数	施設名	か所数
地域子育て支援拠点	4	図書館	4
・交野市立地域子育て支援センター		・倉治図書館	
・星田地域子育て支援センター		・青年の家図書室	
・ぼらりすひろば		・星田会館図書室	
・つどいの広場		・第1児童センターこども図書室	
ファミリー・サポート・センター	1	第1児童センター	1
一時預かり	3	文庫	5
・星の子ルーム		・森なかよし文庫	
・認定こども園交野保育園内		・天野が原第一文庫	
・星田こども園内		・えんがわ文庫	
こどもの居場所	4	・妙見坂文庫	1
・はぐはた食堂		・きらきら文庫	
・あまのがわ子ども食堂		交野市教育センター	
・交野こそだちベース Tomos(ともす)			
・らもりーる			

（令和2年4月1日現在）



⑧ NPO法人

NPOとは「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人といいます。

市が所管するNPO法人は、令和元年度（2019年度）現在で19団体が様々な分野で活動しており、地域福祉分野において活動している法人との連携も行いながら、地域福祉の推進に努めています。

表：NPO法人数の推移

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
所管NPO法人数	17	15	15	17	17	16	19
うち、福祉系法人数	11	9	9	11	11	12	14

(各年4月1日現在)

⑨ ボランティア活動団体

ボランティア活動団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会を目指し、自分たちのできることを自らが率先し、災害・福祉・環境・教育・スポーツなど、さまざまな活動を行っています。また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

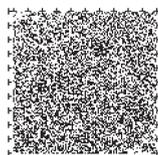
福祉分野でも高齢者や障がいのある人、子育てに関する支援など、人を支え、助けるボランティア活動が行われています。

本市のボランティアセンターは福祉分野のボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要としている人をつなげるコーディネート機能を担っています。

表：ボランティアセンターにおける団体・個人登録数の推移

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
ボランティアグループ 連絡会所属団体	15	15	15	15	15	13	13
上記以外の登録団体	9	8	10	10	10	12	11
個人登録者	57	48	61	57	42	45	43

(各年4月1日現在)



⑩ 当事者団体

同様のニーズをもつ人たちが集まり交流し、お互いの経験などを生かして相談にのったり、支え合いの活動や事業を行っています。

■高齢者関係

主な団体：星友クラブ連合会（老人クラブ）、介護者（家族）の会

表：老人クラブ数と会員数

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
老人クラブ数	24	24	24	24	24	24	24
会員数	1,847	1,834	1,919	1,944	2,009	2,083	2,179

(各年4月1日現在)

表：介護者（家族）の会 会員数

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
会員数	43	43	44	43	39	31	30

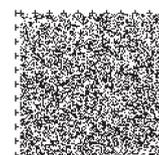
(各年4月1日現在)

■障がい者関係

主な団体：身体障がい者福祉会、障害児（者）親の会、
聴力障害者協会、精神障がい者家族会ひまわり会、
心の病と共に生きる市民の会（TEAM）、
視覚障がい者福祉会、あしたへ！

■子ども関係

主な団体：母子寡婦福祉会、交野市子ども会育成連絡協議会、交野市PTA協議会

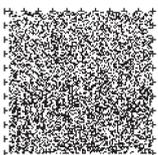


⑪ その他の福祉人材

本市では、上記以外に下記の人たちが地域福祉活動を担っています。

人材	活 動 内 容	人数
身体障がい者相談員	当事者や家族の目線で話を聞き、必要があれば専門相談を案内する相談員（障がい者やその家族）。	2
知的障がい者相談員		2
精神障がい者相談員		1
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症の人やその家族を見守り支えていく人。	4,147
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。	102
やすらぎ支援員	認知症の人を介護する家族が外出をしたり休息が必要な時、自宅を訪問し、話し相手や見守りを家族に代わって行う支援員。	15
スマイルサポーター	大阪府の私立認定こども園等において、地域貢献事業を行う支援員。（大阪府知事が認定）	16
施設コミュニティ ソーシャルワーカー	「福祉のなんでも相談員」として、生活上の困りごと等の相談を受け、解決に向けて本人や家族、相談窓口との調整役となる相談員。	18
介護相談員	介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、問題解決に向けた手助けをする相談員。	24
元気アップメイト	体操などを通じて、高齢者の健康づくりを応援するボランティア。	113
歩く歩く隊 (ウォーキングメイト)	生活習慣病予防を目的にウォーキング活動を広めるボランティア。	26
健康リーダー	市の養成講座を修了し、地域において健康増進活動を行うボランティア。	61

(令和2年4月1日現在)

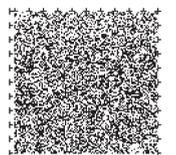


(4) 地区別の概況

12の地区（校区福祉委員会の活動区域である、市内10校の小学校区（うち郡津小学校区は3地区））の概況は以下のとおりです。

地区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	65歳以上		6歳以下		校区福祉 委員 (人)	民生委員 児童委員 (人)	
			人数 (人)	人口比 (%)	人数 (人)	人口比 (%)			
交野	11,707	5,077	3,089	26.4	741	6.3	64	17	
星田	6,175	2,744	1,662	26.9	300	4.9	105	10	
郡津	松塚	1,476	739	714	48.4	42	2.8	46	2
	郡津	5,973	2,475	1,623	22.2	348	5.8	31	7
	幾野	4,094	1,772	1,188	29.0	125	3.1	22	3
岩船	6,624	2,887	2,047	30.9	350	5.3	66	8	
倉治	10,487	4,241	2,611	24.9	746	7.1	79	12	
妙見坂	6,687	2,659	2,062	30.8	294	5.9	69	8	
長宝寺	4,968	2,363	1,641	33.0	205	4.1	55	6	
旭	7,010	2,865	2,038	29.1	325	4.6	65	9	
藤が尾	5,335	2,289	1,483	27.8	313	5.9	52	4	
私市	7,133	2,941	1,864	26.1	429	6.0	57	8	
市全体	77,669	33,052	21,725	28.0	4,318	5.6	711	94	

(令和2年4月1日現在)



2 市民の意識と実態（市民アンケート調査より）

地域住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向けて、市民の地域福祉に関する現状や意見を把握し、市の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

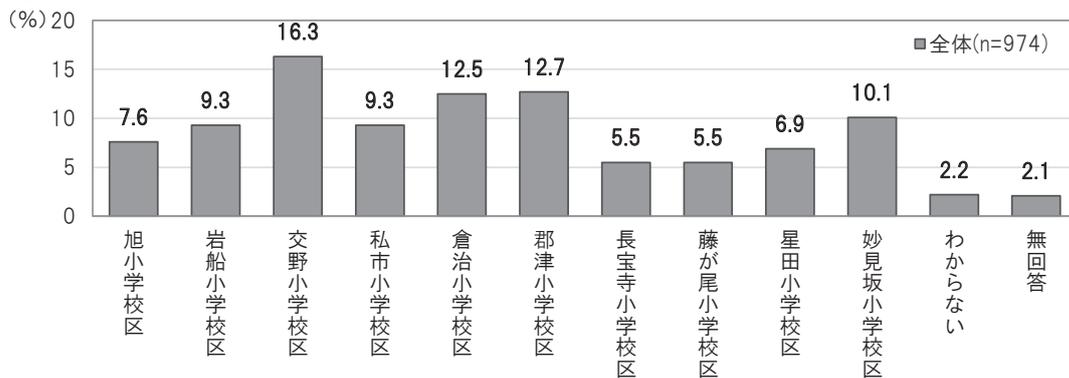
■調査の概要

- ・調査対象：交野市内にお住まいの20歳以上の男女 2,000人
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：令和2年9月7日（月）～ 令和2年9月25日（金）
- ・回収状況：974人（有効回収率：48.7%）

(1) 回答者の属性

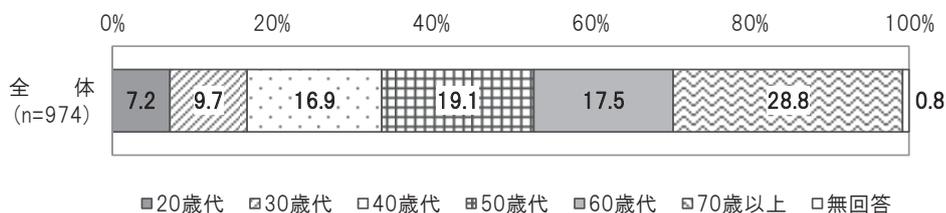
■回答者の居住地区

回答者の居住地区は、「交野小学校区」が最も多く、次いで「郡津小学校区」、「倉治小学校区」、「妙見坂小学校区」の順となっています。



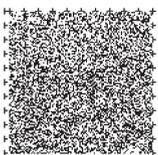
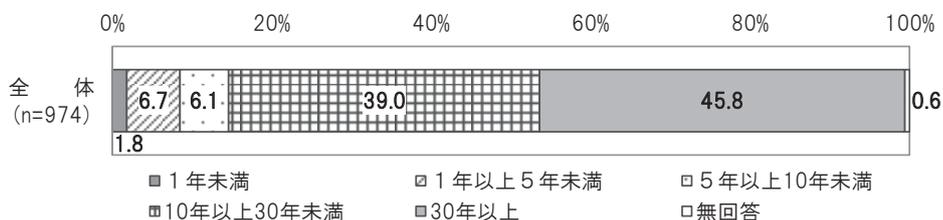
■回答者の年齢

回答者の年齢は、「70歳以上」が3割近くを占めて最も高く、次いで「50歳代」、「60歳代」の順となっており、60歳以上が4割以上を占めています。



■回答者の交野市での居住年数

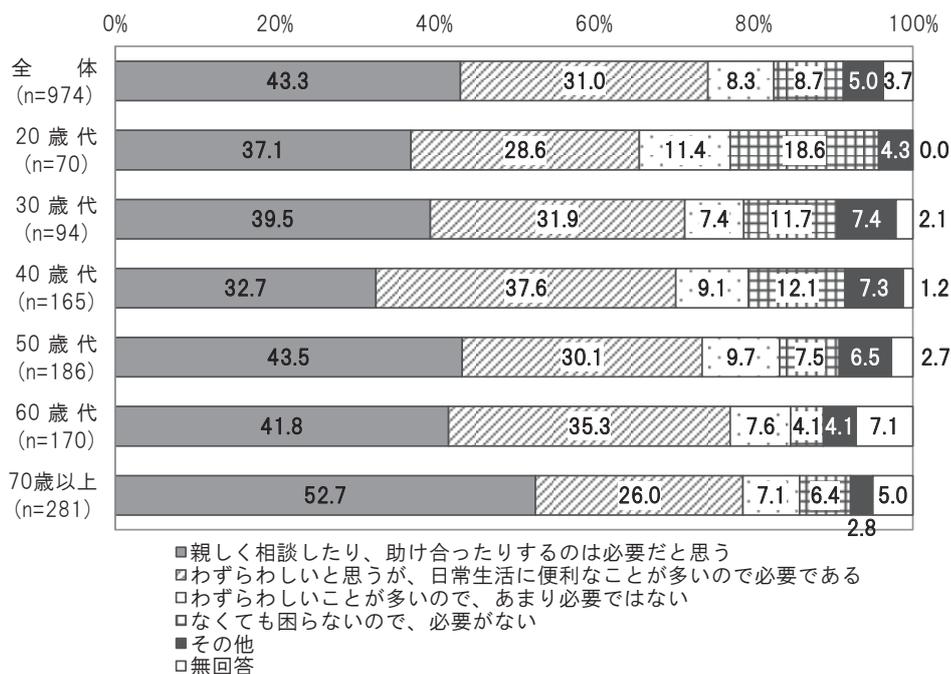
回答者の交野市での居住年数は、「30年以上」が4割以上を占めて最も高く、次いで「10年以上30年未満」の順となっており、10年以上居住している人が8割以上を占めています。



(2) 近所とのつきあいや地域活動などについて

① 近所づきあいの考え方

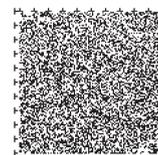
近所づきあいの考え方は、全体では「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」や「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」を合わせた必要だと思う人が7割以上を占めているものの、年代別にみると、年代が低いほど必要性を感じていない人が多くなっています。



② 近所づきあいの状況

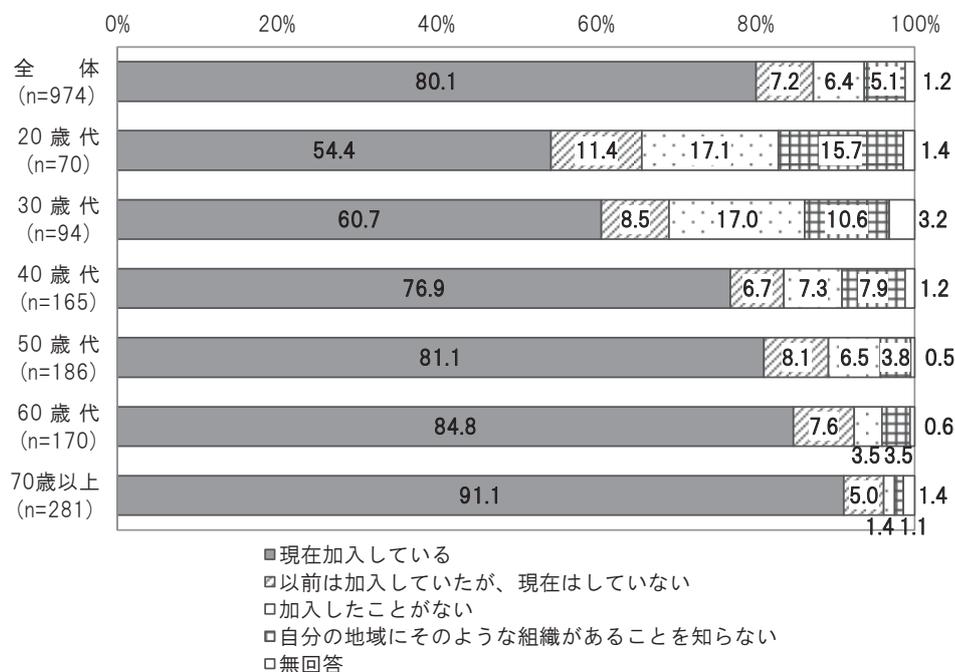
実際の近所づきあいの状況においても、年代が高いほど「何か困ったときに助け合う人がいる」や「お互いに訪問し合う人がいる」、「留守にする時に声をかける人がいる」などの回答が多く、年代が若いほど「ほとんど近所とのつきあいはない」が多くなっています。特に、20～30歳代では2割近くの人が近所づきあいをしていない状況がわかります。

	回答者(人)	何か困ったときに助け合う人がいる	お互いに訪問し合う人がいる	悩んだりできると人や不安を相談する	留守にする時に声をかける人がいる	立ち話をする程度の人がいる	会えばあいさつをする程度の人がいる	ほとんどない近所とのつきあい	隣の顔も知らない
20歳代	70	24.3	8.6	10.0	2.9	25.7	70.0	17.1	1.4
30歳代	94	23.4	12.8	12.8	8.5	40.4	70.2	17.0	3.2
40歳代	165	27.3	13.3	15.2	18.8	51.5	76.4	15.2	1.2
50歳代	186	28.0	12.4	12.9	21.0	54.3	73.7	13.4	0.0
60歳代	170	29.4	20.0	11.2	25.9	61.2	77.1	8.8	0.0
70歳以上	281	43.8	24.9	18.5	37.4	61.6	65.8	8.9	0.4



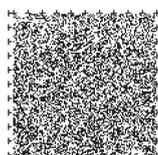
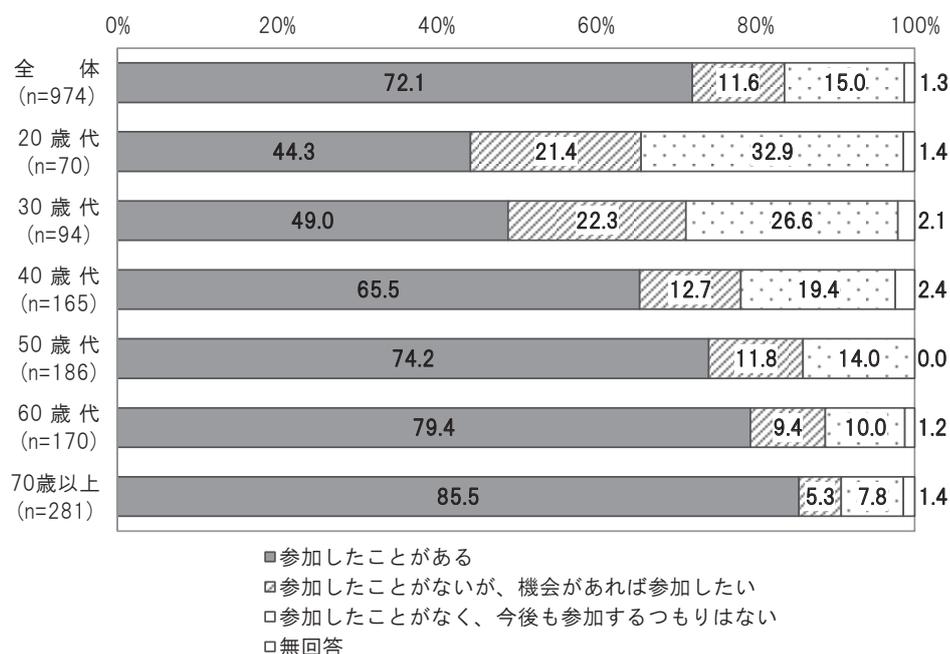
③ 自治会・町会への加入状況

自治会・町会への加入状況は、全体では約8割の加入となっているのに対し、年代別にみると、年代が低いほど加入率は低くなっています。前回調査と比べると、加入者の割合は同程度となっています。



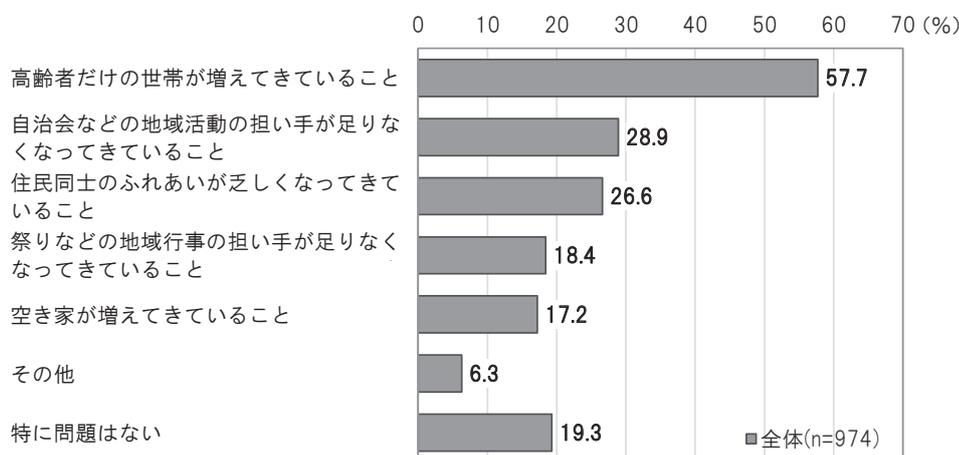
④ 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況は、全体では7割以上の参加となっているのに対し、年代別にみると、年代が低いほど参加率は低くなっています。ただし、参加率の低い20～30歳代においても、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」が2割以上を占めており、潜在的な参加意向を含めると6割を超えています。



⑤ 地域で不安に感じていること

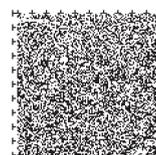
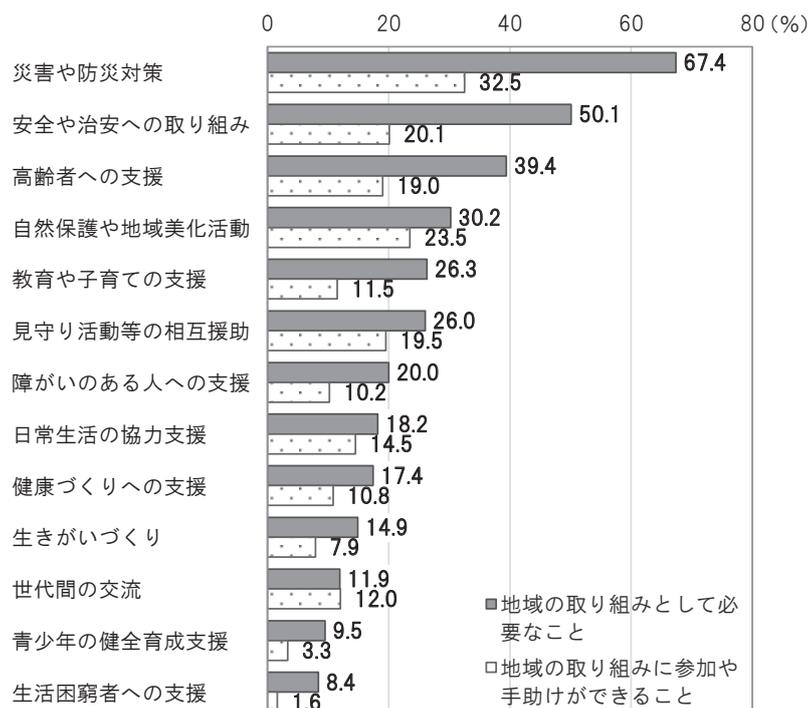
地域で不安に感じていることでは、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」が6割近くを占めて最も多く、次いで「自治会などの地域活動の担い手が足りなくなっていること」、「住民同士のふれあいが乏しくなっていること」の順となっています。



⑥ 地域の取り組みとして必要なこと・参加や手助けができること

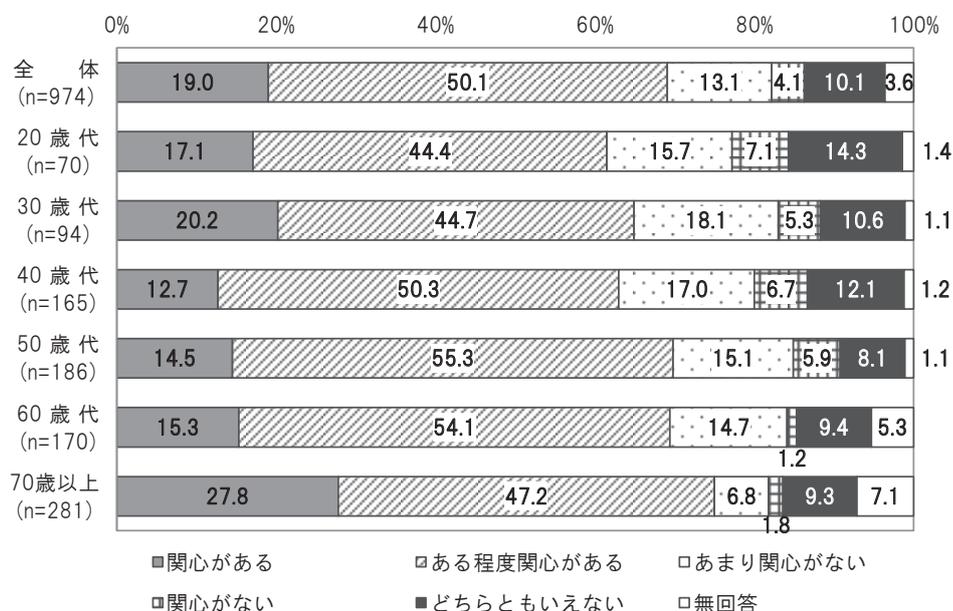
地域の取り組みとして必要なことでは、「災害や防災対策」が7割近くを占めて最も多く、次いで「安全や治安への取り組み」と、安全・安心への取り組みを望む人が多くなっています。

地域の取り組みとして参加や手助けができることの回答と比べると、「自然保護や地域美化活動」や「見守り活動等の相互援助」、「日常生活の協力支援」、「世代間の交流」などで割合の差が小さくなっており、ニーズと供給のバランスがとれていることから、住民同士での支え合いの仕組みやきっかけを作ることで相互に支え合える内容となっています。



⑦ 福祉への関心度

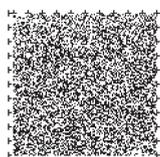
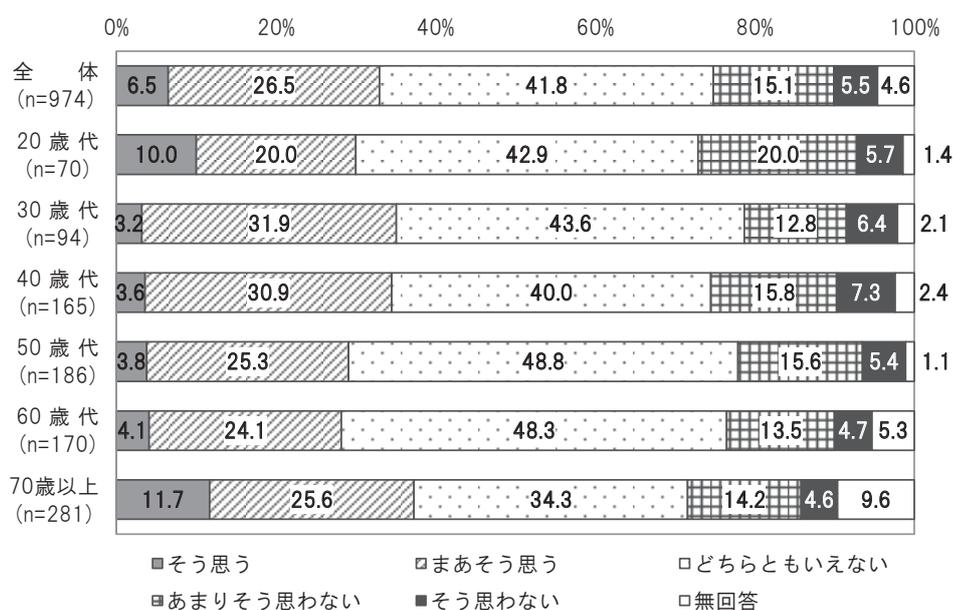
福祉への関心度は、全体では「ある程度関心がある」と「関心がある」を合わせた関心がある人が約7割を占めているものの、年代が低いほど関心がない人が多くなっています。前回調査と比べると、関心がある人の増加がみられます。



⑧ 居住地域の評価

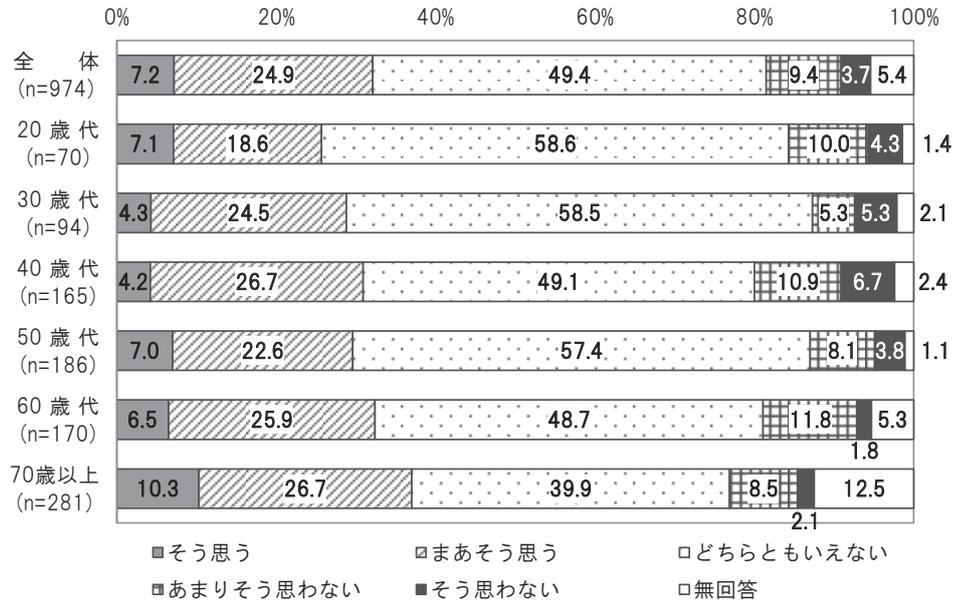
《困ったときに、隣近所で助け合えるまち》

困ったときに、隣近所で助け合えるまちとしての評価は、全体では「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた肯定的な意見の人が約3割を占めているものの、年代が低いほど否定的な意見の人（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）も多くなっています。



《一人ひとりの人権が尊重されているまち》

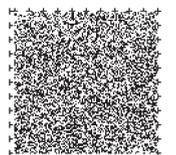
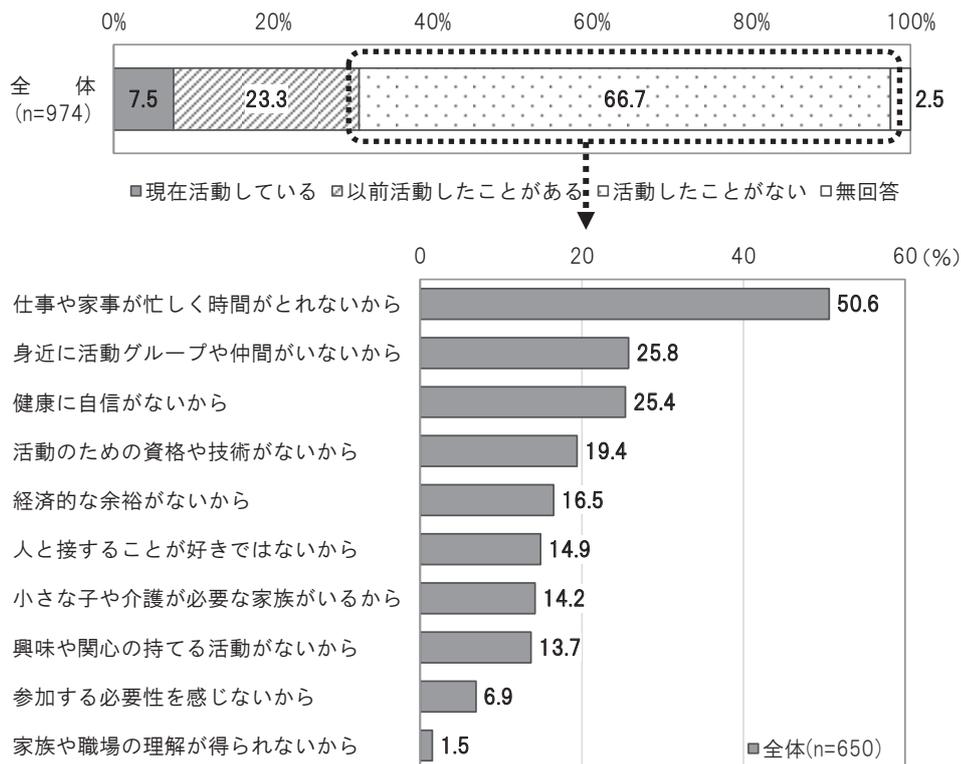
一人ひとりの人権が尊重されているまちとしての評価は、全体では「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた肯定的な意見の人が3割以上を占めているものの、年代が低いほど肯定的な意見の人がやや少なくなっています。



(3) ボランティア活動について

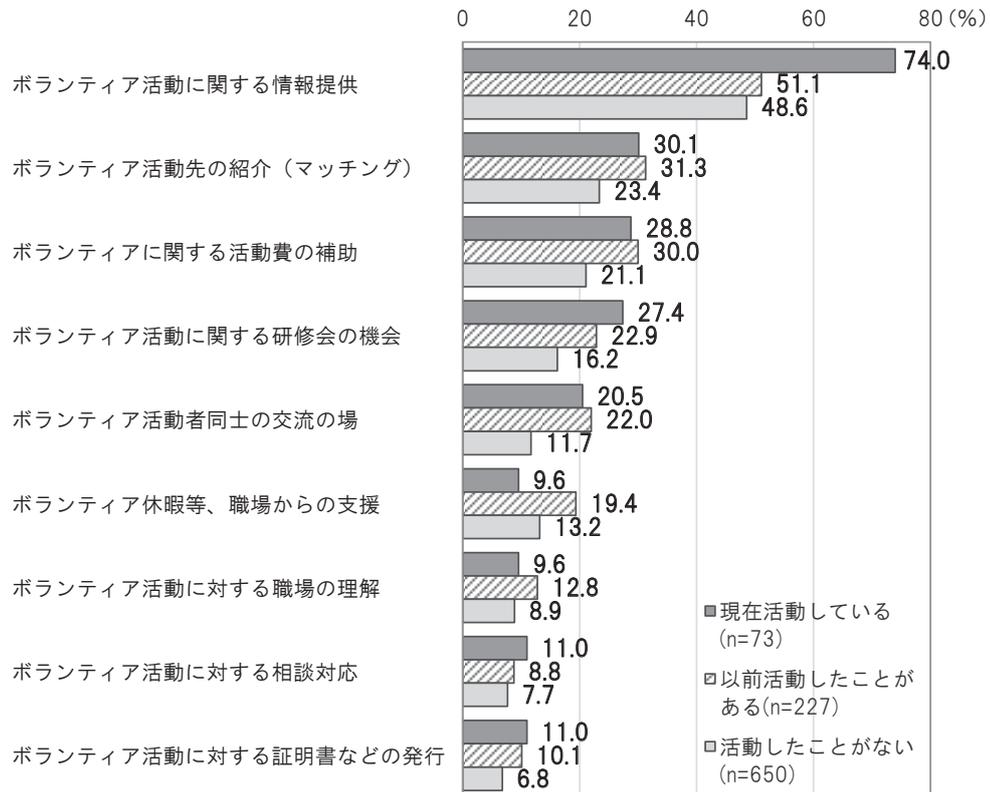
① ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動への参加率は1割未満となっており、参加していない人の理由では、「仕事や家事が忙しく時間がとれないから」が約半数を占めて最も多くなっています。



② ボランティア活動を行いやすくするための支援

ボランティア活動を行いやすくするための支援では、現在活動をしている人では、特に「ボランティア活動に関する情報提供」を望む人が多くなっています。また、現在はしていないが以前は活動したことがある人では、「ボランティア休暇等、職場からの支援」や「ボランティア活動に対する職場の理解」がその他の人に比べてやや高くなっており、活動の拡充に向けては情報提供、活動の継続に向けては周囲の理解を望む人が多くなっています。

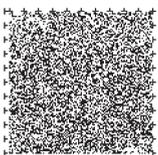
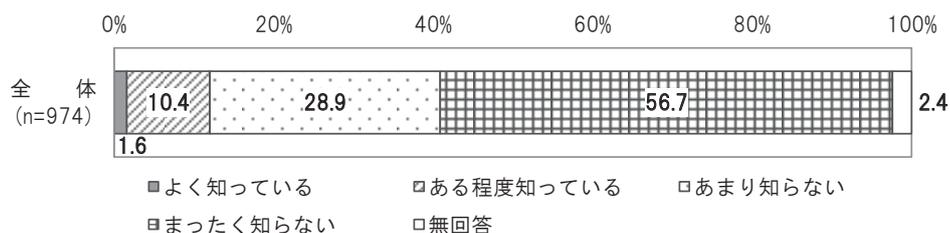


(4) 福祉に関わる支援者等について

① CSW (コミュニティソーシャルワーカー) の認知度

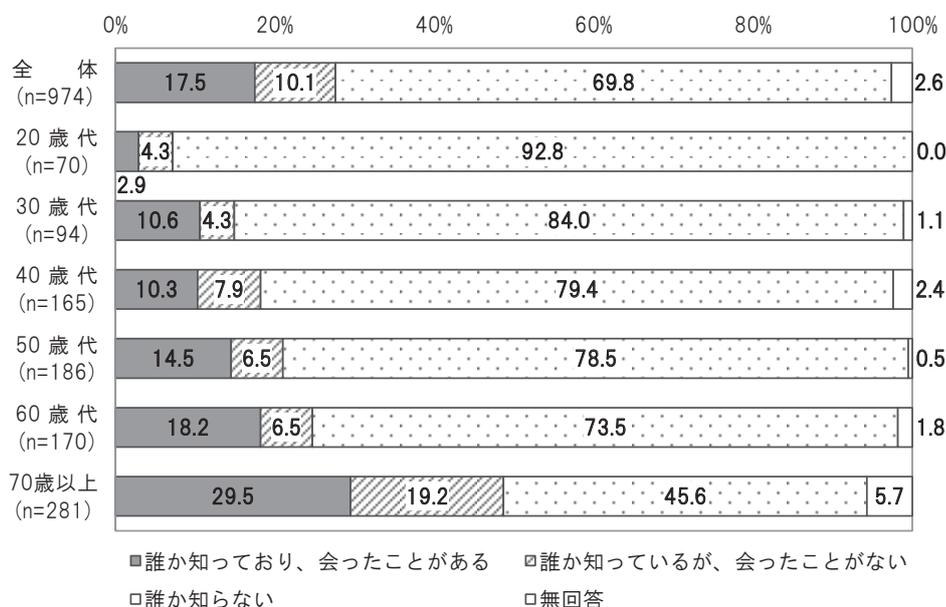
CSW (コミュニティソーシャルワーカー) については、「まったく知らない」が半数以上を占めており、「あまり知らない」と合わせると、知らない人が8割以上となっています。

「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた認知度は、1割程度となっています。



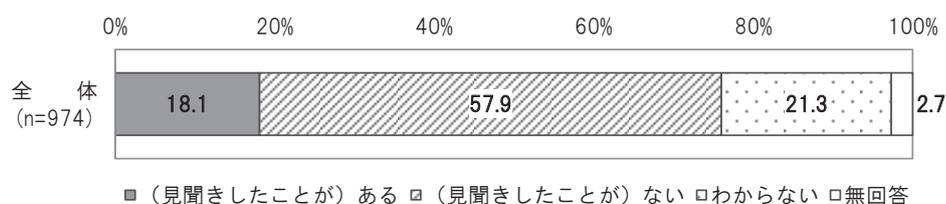
② 民生委員・児童委員の認知度

民生委員・児童委員の認知度（「誰か知っており、会ったことがある」＋「誰か知っているが、会ったことがない」）は、全体では3割近くとなっているものの、年代別にみると、年代が低いほど認知度は低く、20歳代では1割未満となっています。



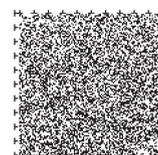
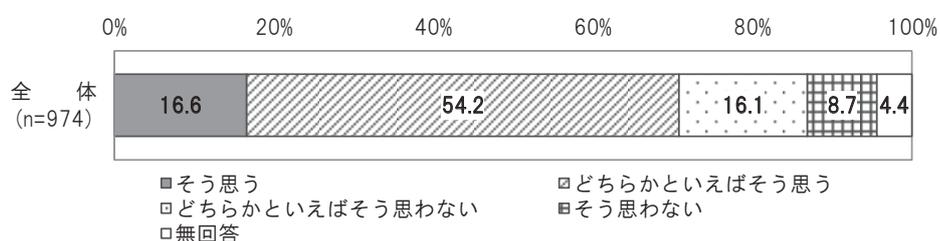
③ 「社会を明るくする運動」の認知度

犯罪の予防と犯罪者の更生について理解を深め、協力しあう【社会を明るくする運動】については、「（見聞きしたことが）ない」が6割近くを占めており、見聞きしたことがある人は2割未満となっています。



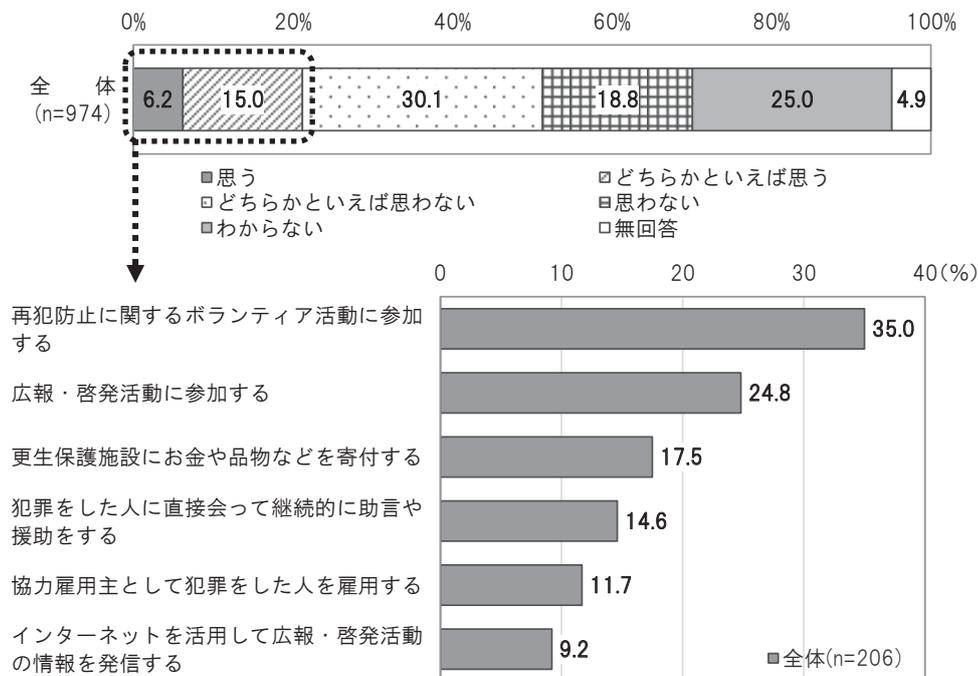
④ 再犯防止に向けて“誰一人取り残さない”社会の実現が大切という考え方について

再犯防止に向けて“誰一人取り残さない”社会の実現が大切という考え方については、「どちらかといえばそう思う」が半数以上を占めており、「そう思う」と合わせると約7割を占めています。



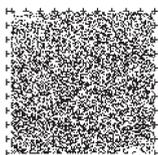
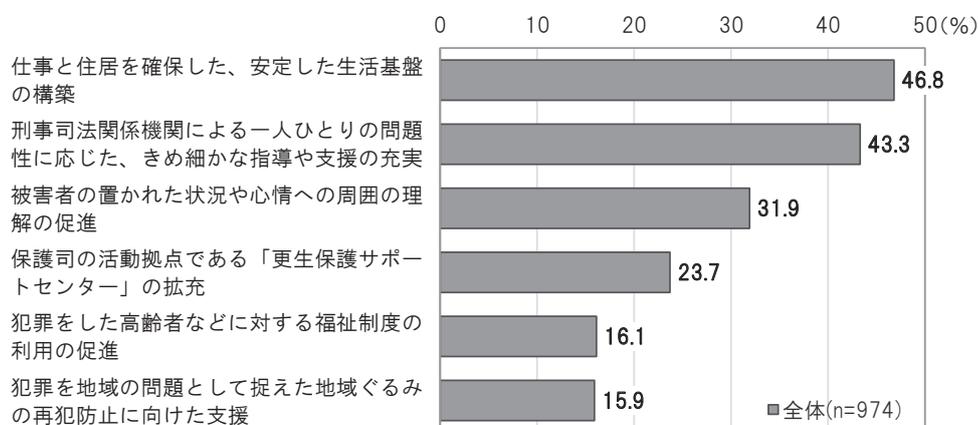
⑤ 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向

犯罪をした人の立ち直りへの協力意向のある人（「思う」＋「どちらかといえば思う」）は、2割程度となっています。協力したいことでは、「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」が3割以上を占めて最も多く、次いで「広報・啓発活動に参加する」となっています。



⑥ 再犯防止のために必要だと思うこと

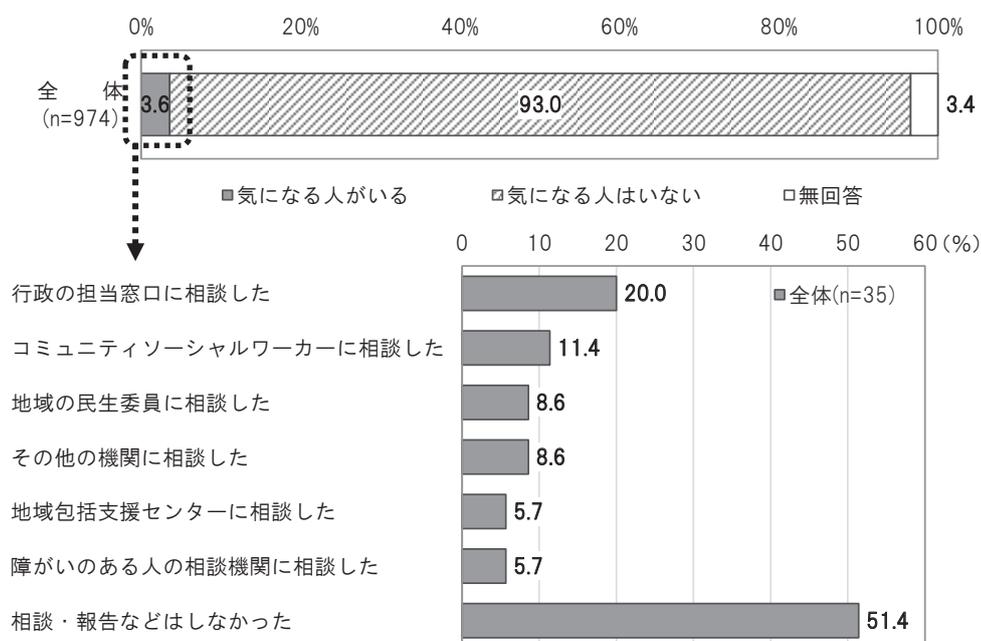
再犯防止のために必要だと思うことでは、「仕事と住居を確保した、安定した生活基盤の構築」や「刑事司法関係機関による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援の充実」がともに4割を超えて多くなっています。



(5) 生活上の悩みや手助け等について

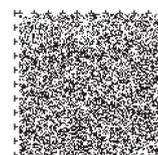
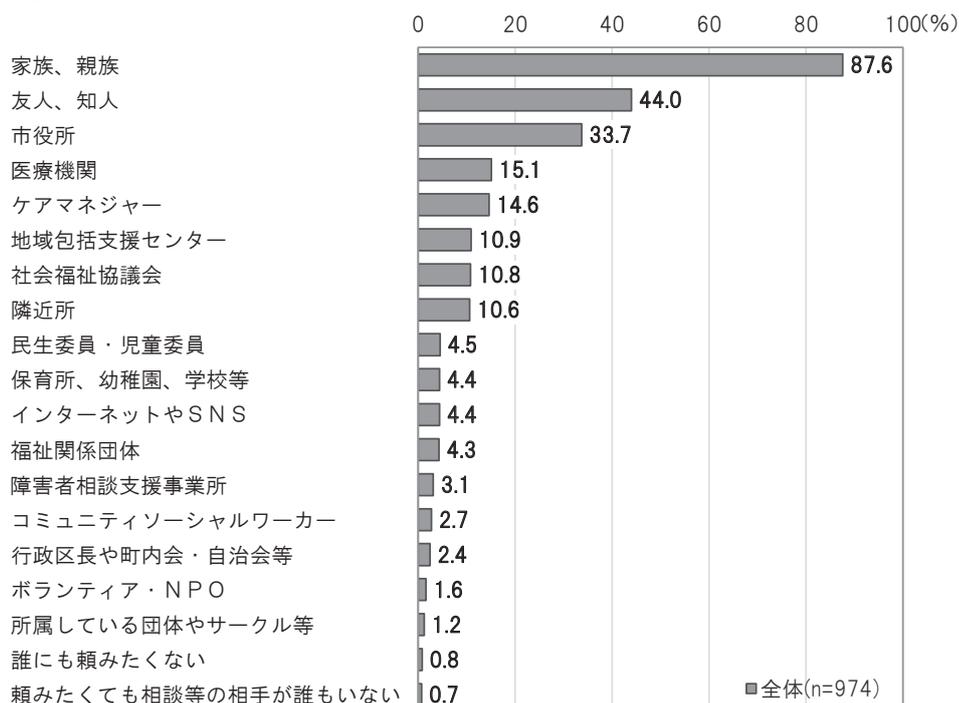
① 身のまわりで生活困窮に該当するような人の有無

身のまわりで生活困窮に該当するような人は、1割未満となっています。また、該当した「生活困窮者」についての行政機関への相談については、「報告・相談などはしなかった」が半数以上を占めて多くなっています。



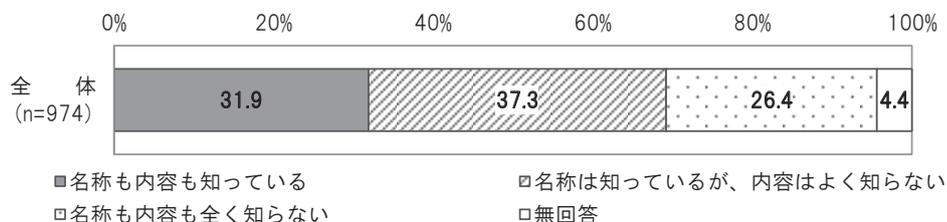
② 生活上の問題で相談したり手助けを頼む人

生活上の問題で相談したり手助けを頼む人は、「家族、親族」が9割近くと最も高く、次いで「友人、知人」となっており、相談機関等へ頼む人は少なくなっています。



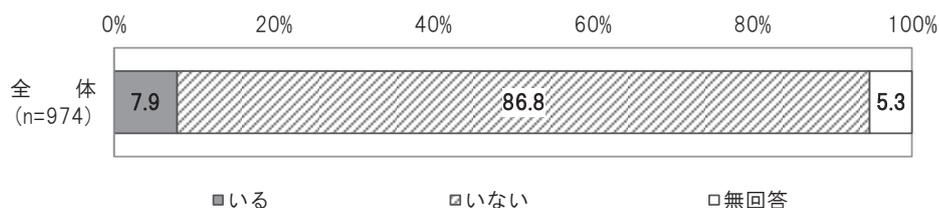
③ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名称は知っているが、内容はよく知らない」が4割近くを占めており、「名称も内容も全く知らない」と合わせると、内容を知らない人が6割以上を占めています。「名称も内容も知っている」は3割程度となっています。



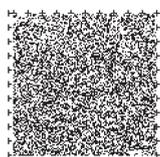
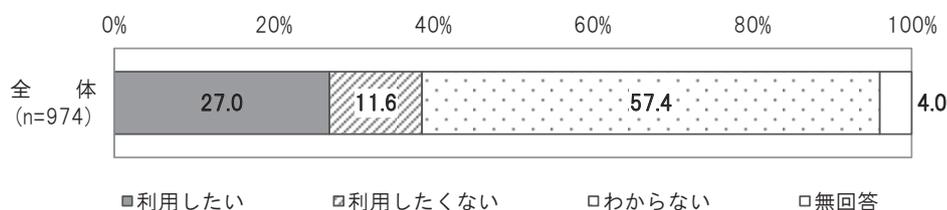
④ 身近で成年後見制度の利用が必要と思われる人の有無

身近で成年後見制度の利用が必要と思われる人は、「いない」が8割以上を占めており、「いる」は1割未満となっています。



⑤ 成年後見制度の今後の利用意向

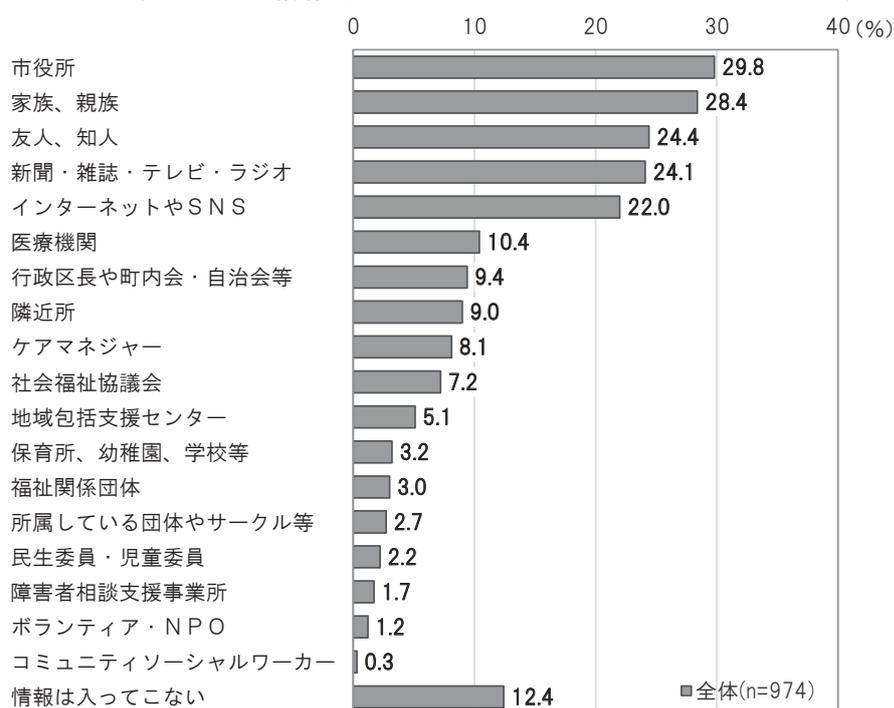
成年後見制度の今後の利用意向は、「利用したい」が3割近くを占めています。一方で、「わからない」が6割近くを占めており、制度に対する認知度が低いことが考えられるため、制度やそれに係る事業等についての周知が必要です。



⑥ 福祉サービスに関する情報の入手先

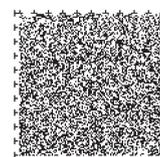
福祉サービスに関する情報の入手先は、「市役所」が約3割と最も高くなっている一方で、「情報は入ってこない」が1割以上となっています。前回調査と比べると、「インターネットやSNS」の回答が多くなっています。

年代別でみると、年代が高いほど「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」や「医療機関」、「ケアマネジャー」、「社会福祉協議会」などで高くなっており、反対に年代が低いほど「インターネットやSNS」が高くなっています。また、情報を入手できていない人が多くなっています。



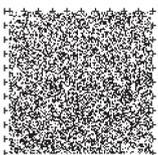
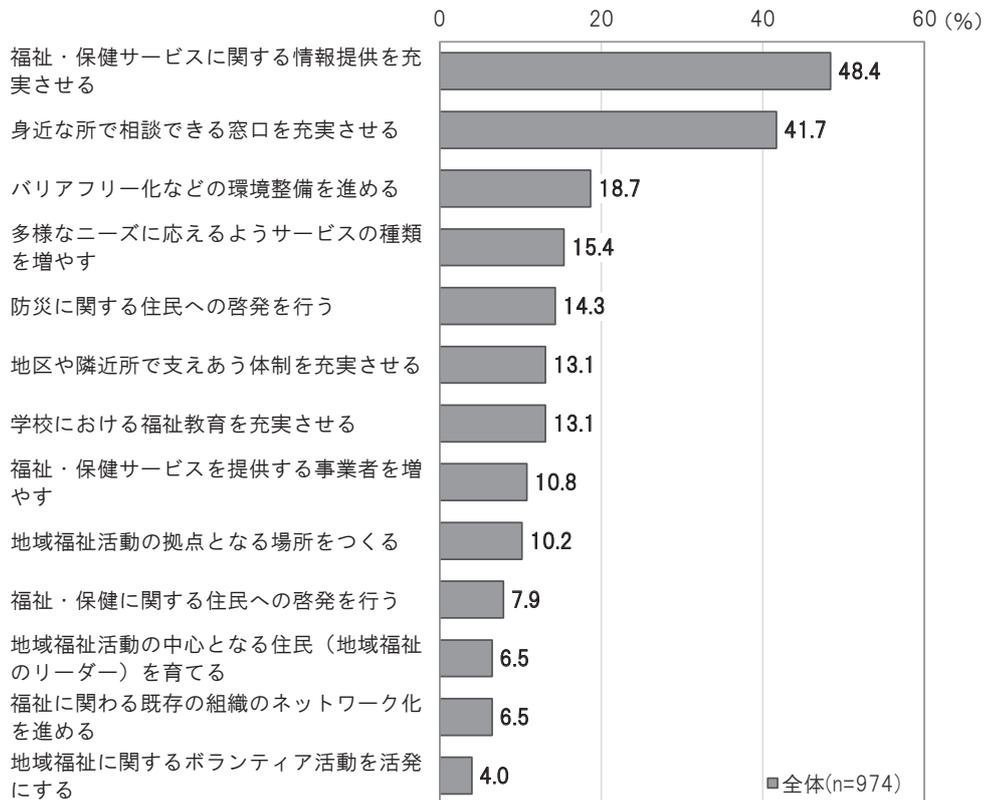
	回答者 (人)	市役所	家族、親族	友人、知人	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	インターネットやSNS	医療機関	行政区長や町内会・自治会等	隣近所	ケアマネジャー
20歳代	70	12.9	37.1	14.3	15.7	40.0	7.1	8.6	5.7	1.4
30歳代	94	37.2	34.0	25.5	21.3	29.8	5.3	2.1	5.3	6.4
40歳代	165	27.9	29.1	28.5	15.2	37.0	10.3	4.8	6.7	2.4
50歳代	186	30.1	23.7	21.5	17.7	24.7	6.5	11.3	5.4	9.7
60歳代	170	34.1	27.6	25.3	30.0	19.4	10.6	12.9	10.6	8.2
70歳以上	281	29.5	27.4	24.9	33.5	6.0	15.7	11.7	13.9	12.8

	社会福祉協議会	地域包括支援センター	保育所、幼稚園、学校等	福祉関係団体	所属している団体やサークル等	民生委員・児童委員	障害者相談支援事業所	Pボランティア・NPO	コミュニティソーシャルワーカー	情報は入ってこない
20歳代	1.4	1.4	2.9	1.4	0.0	1.4	4.3	0.0	1.4	22.9
30歳代	4.3	5.3	1.8	1.1	1.1	2.1	1.1	0.0	1.1	19.1
40歳代	1.2	1.2	6.1	1.2	1.2	0.6	0.6	1.2	0.0	15.2
50歳代	8.6	6.5	1.1	3.8	1.6	0.5	1.6	2.2	0.5	15.6
60歳代	7.6	6.5	1.8	2.4	4.7	2.9	2.4	1.8	0.0	6.5
70歳以上	2.1	6.8	0.4	4.6	4.3	3.9	1.8	1.1	0.0	7.1



(6) 福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと

福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことは、「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」が半数近く、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が4割以上を占めて、その他の項目と比べても高い割合となっており、情報提供や相談窓口の充実を望む人が多くなっています。



3 関係団体等の状況とニーズ

地域住民が支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、市内の介護・障がい・医療・子育て等の機関で活動や業務を行う団体を対象に、地域における現状や課題、各種機関との連携、制度上解決が難しい課題を把握し、市の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

■調査の概要

- ・調査対象：市内の福祉関連機関で活動や業務を行う団体 230 団体
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：令和2年12月8日（火）～ 令和2年12月16日（水）
- ・回収状況：110 団体（有効回収率：47.8%）

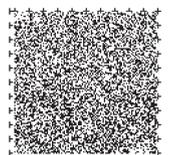
(1) 地域で気になる課題

<年代別>

高齢者 (65歳～)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者世帯の見守り、災害時の対応（独居、老々介護） ○移動手段の確保（ゆうゆうバス廃止による交通手段の確保） ○閉じこもり防止（コロナ禍における交流の促進） ○感染症対策（新型コロナウイルス、インフルエンザなど） ○社会参加の促進（児童の見守り、ボランティア活動への参加促進等）
障がい児・者 (0歳～)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の充実（少ない、遠い、ヘルパーの不足など） ○医療的ケアの必要な障がい児への対応 ○発達障がいの疑いのある児童への対応 ○親亡き後の生活の場の拡充（グループホームの充実） ○移動支援・外出支援
若者 (15歳～34歳)	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもりへの対応 ○地域活動やボランティアへの関心不足 ○若者支援の核となる場所がない（少ない）
中・高年 (35歳～64歳)	<ul style="list-style-type: none"> ○中年層のひきこもり、8050問題への対応 ○健康づくりへの支援 ○介護を担っている人同士の交流の場の設置、相談窓口の周知 ○社会とのつながりの強化

<分野別>

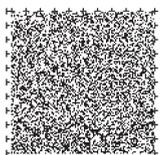
人権	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がいのある人への差別・偏見の解消 ○新型コロナウイルス感染者への差別・偏見の解消
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○医療の充実（小児科医・産婦人科医の不足、夜間診療） ○地域での子育て家庭の見守り、学校と地域の連携 ○ボール遊びなどができる公園の整備 ○コロナ禍における子育て家庭の交流不足 (ストレス・不安の解消)



健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染防止対策、感染者の受け入れなど ○在宅医療の充実（訪問診療、看取り、認知症専門医など） ○夜間診療、休日診療の充実 ○レスパイト入院の対応（高齢化に伴う、介護・介助者の体調不良時における高齢者や障がいのある人の受け入れ）
就労・経済	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の雇用の確保 ○福祉・介護施設職員の高齢化（介護・介助人材の確保・育成） ○若者の就労の場の確保（地元の活性化） ○新型コロナウイルス感染症による経済への影響
地域活動・ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍における活動への工夫 ○活動への若者の参加促進 ○地域活動への施設・福祉関係事業所の参加（交流の促進） ○障がいのある人や高齢者との関わり・交流の場の拡充
防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○街灯の不足、防犯カメラの設置 ○交通マナーの改善（自転車、路上駐車など） ○日ごろからの近所同士での声かけ ○高齢者の詐欺被害への注意喚起
防災・災害	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所での対応への不安（感染症対策、アレルギー対策など） ○福祉避難所が少ない、知らない ○要援護者の避難への支援（日頃からの避難訓練による関係づくり） ○避難訓練・救急救命訓練等への地域の参加促進
道路・公園・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもがボール遊びできる公園の整備 ○歩道の整備（通学路の登校ゾーンと車道との色分け、段差解消など） ○公園設備の整備（遊具の点検・整備、トイレの管理など）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する詳しい説明や手続きの手助け ○ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進 ○普段から情報交換などの顔の見える関係の構築

(2) 現状のサービスだけでは解決できない地域の課題とその解決策について

地域の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ屋敷への対応 ○日中独居の方に対するフォーマルサービス提供時間外の見守り ○独居高齢者が入院となった場合の身の回りの世話や保証人のこと ○新型コロナウイルス感染拡大に伴う閉じこもりの増加 ○認知症の疑いがある方への対応
解決策へのアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○児童は学校との連携ができるが、中高年は連携を図る機会がない。 本人や家族と話し合いができる関係（信頼）づくりの構築 ○区長、自治会長、民生委員・児童委員、関係機関等との連携 ○団体・事業所におけるインフォーマルサービスの把握 ○地域の活動団体と社会福祉法人や事業所とのつながり



4 地域懇談会に向けた意見集約アンケートからみる交野市の現状

地域の課題を地域で解決していくことができる体制づくりを進めていくため、市内 12 地区において、地域懇談会の実施、実施に向けたアンケートによる意見聴取を行いました。

■アンケート調査の概要

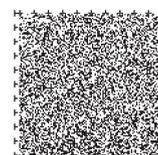
- ・調査対象：校区福祉役員・区長・各サロンの参加者の代表など
- ・調査方法：各校区福祉委員会にて配布
- ・調査期間：令和2年11月～令和3年1月
- ・配布数：1,780部、回収数：930部

(1) 暮らしの課題

地域交流・ 地域活動	<input type="checkbox"/> 地域とのつながりが少ない。(地域住民間の関係性の希薄化) <input type="checkbox"/> 不登校の子が増えている中、市の取り組みだけでなく地域の取り組みが必要。 <input type="checkbox"/> 地域で悩みが相談できる関係性の構築ができていない。 <input type="checkbox"/> 自治会役員や地域活動のリーダー的人材の発掘・育成が課題となっている。
高齢者や子ども の見守り等	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯が増えてきているので、高齢者の生きがいづくりが必要。 <input type="checkbox"/> 高齢者の一人暮らしの方が外出できないことで、ひきこもるなども身近な問題として地域でも考えなければならない。 <input type="checkbox"/> 若い世代の人たち(子育て世代)にも暮らしやすいまちになって、地域に活気を取り戻して欲しい。
安全・安心	<input type="checkbox"/> 少子高齢化で今後、空家・空地が増えることで防犯などの点で不安がある。 <input type="checkbox"/> 空き家が増えてきている。

(2) 地域内で望む支援

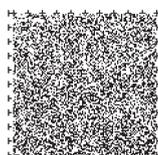
地域交流・ 地域活動	<input type="checkbox"/> 高齢者から子どもまで気軽に集まれ、井戸端会議や雑談できる場所。 <input type="checkbox"/> 隣近所で声をかける。そのためにも近所付き合いを良くしておく。 <input type="checkbox"/> 子育てについての相談等、土日に行ける場所が必要。 <input type="checkbox"/> 市民講座の再開、オープンカレッジの再開。 <input type="checkbox"/> 子の親世代や現役世代が参加できる、したいと思えるイベントや活動。 <input type="checkbox"/> 校区福祉委員会の活動をもっとアピールして協力者が増えたらいい。 <input type="checkbox"/> 各種団体がどんなものがあるのか発表会とか交流会を催してほしい。 <input type="checkbox"/> 各組織の毎年の活動に対し、行政が表彰し活動をPRする。
高齢者や子ども の見守り等	<input type="checkbox"/> 身近に安心して話ができる人、声かけできる方がいればいい。 <input type="checkbox"/> ひきこもりがちな高齢者に特技等を教えてもらう場を設ける。 <input type="checkbox"/> デジタル化についていけない高齢者のために指導できる場所、仕組み。 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの情報をわかりやすく。 <input type="checkbox"/> 地域の子ども達を住民みんなで見守り、育てていく。 <input type="checkbox"/> 不登校の子どもに声かけできる窓口ができればいい。 <input type="checkbox"/> 夏休みなど長期休暇中の子ども居場所があればいい。



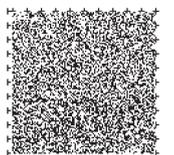
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯の行き届いた地区になれば。街灯などもう少し道が明るければ。 ○高齢者の歩行（自転車含む）マナーが悪いので、もっとマナーが良くなるといい。 ○市全体で障がい者も高齢者も誰もが利用しやすい公共交通。 ○地域住民による地域住民のための身近な福祉相談所。
--------------	---

(3) 地域住民が実施できることのアイデア

地域交流・ 地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民と協力して場所を提供する。 ○地域密着の福祉施設との交流を増やす。（災害時の避難所、炊き出し等で助け合う） ○地区の歴史や成り立ちを住民に知ってもらい郷土愛を育ててもらう機会。 ○他の校区の活動を見学してみる。学校と連携（部屋を借りる）してボランティアを募り、朝食を提供する。他の校区の学び舎を見学してみる。 ○協力して見回りできるといい。隣近所で困っていることは助け合っていきたい。 ○見守りやあいさつ運動等参加してくれる方がもっと増えれば自然と地域、世代間交流の機会となるのでは。「ながら見守り」等、お互いにメリットがある形が良い。 ○社会福祉法人として学校との関わり、地域の方を定期的に受け入れる、小・中との福祉学習のシステムづくり。 ○自分の特技等を登録できる人材バンク。話し合いができる場。 ○多くの活動はあるが、知ってもらえるようチラシ配布や声かけ。 ○SNS を使った情報提供。 ○参加しやすい雰囲気づくり。
高齢者や子どもの見守り等	<ul style="list-style-type: none"> ○ゆうゆうセンター等で気軽に相談できるコーナーがあるといい。 ○困っている人とそれに対応できる人を引き合わせる窓口。 ○各自の趣味が地域で活かせるような仕組み。高齢者が地域で活躍できる場。 ○地域の校区活動（ふれあいサロン、子育てその他）のことを知らない方がおられ、また参加者が少ないのもっと広く伝えること。 ○独居の方へお知らせや手紙を積極的にわたす。 ○子ども食堂や老人食堂のようなもの。老人や一人住まいの人達の安否確認をスムーズにできる方法。 ○一人暮らしの安否確認を地域で見守っていけたらと思います。 ○交野警察の協力を得た、高齢者対象の「交通マナー教室」等の実施。 ○子育てサロンのお知らせなどでグループ LINE 等を使う。



<p>高齢者や子どもの見守り等</p>	<p>○市内巡回（コミュニティ）バス（100円程度）のようなものがあれば、タクシーよりは助かるし、利用しやすい。また、巡回コースは大通りだけでなく、住宅街も走ってもらえるコースが望ましい。</p>
<p>安全・安心</p>	<p>○防犯カメラの取り付け。 ○点字ブロックの敷設。 ○見守り隊等を登下校時増やせば良い。 ○パーテーションなどでのプライバシーへの配慮。 ○相談場所の見える化。（掲示板）</p>



5 第3期計画の進捗評価

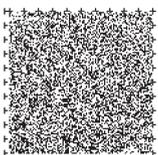
第3期計画の基本目標及び重点的な取り組みごとに、進捗状況について評価を行いました。

基本目標1 福祉のこころを育みます

- 自発的活動支援事業では、広報啓発等の活動を行う地域住民等の団体に対し、補助金を交付するなどの事業支援に努め、精神疾患者に対する理解の促進や聴覚に障がいのある方への防災学習会等の取り組みを進めてきました。
- 自殺予防対策では、計画策定に向けた庁内連絡調整会議での取り組みや、本審議会においても当該計画の策定について審議を進めるとともに、令和元年度（2019年度）には、地域の福祉関係団体や民生委員・児童委員に向けて、また、令和2年度（2020年度）には、市職員等に向けて、ゲートキーパー養成研修を実施しました。
地域のマンパワーとしての人材のさらなる育成を進めるとともに、引き続き「気づき」を各相談機関へつなぐツールを進めていく必要があります。
- 聴覚に障がいがある方などへの取り組みとした手話言語条例は、「手話は言語である」、「いつでも手話を使うことができる環境整備」などの地域共生社会を目指して当事者団体等との密な意見交換会を実施し、令和2年（2020年）に制定しました。条例の周知に向けて、引き続き、専任手話通訳者の設置や登録手話通訳者の派遣、手話奉仕員養成講習会の実施をするとともに、手話への理解の促進、普及に関する施策や手話による情報発信などの施策等について研究を行っていく必要があります。

基本目標2 ふだんの暮らしを地域で支え合う

- 福祉の困りごとを支え合う仕組みづくりとして、社会福祉協議会の内部組織である小地域活動の協力を得て、校区ごとの強みや地域課題の抽出、解決に向けた取り組みなどについての情報交換や情報共有等を実施する場とした「地域ケース会議」を実施し、地域住民が抱える課題の解決に向けた互助による仕組みができました。
- 生活困窮世帯への支援では、生活困窮者自立相談支援事業により、経済的困窮課題を抱える住民に対する相談支援のみならず、制度の狭間の課題に陥る方への支援についても、地域のコミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員、社会福祉協議会の「福祉なんでも相談会」などと連携して早期発見し、早期解決に向けて関係機関へつないでいます。
- 高齢者や障がいのある方に対する権利擁護に関する支援については、地域包括支援センターなどが中心となり、成年後見制度の利用促進に向けて、制度の周知を図るとともに、成年後見制度を必要とする方への支援を実施しました。高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者や障がいのある人の権利を守るためのさらなる成年後見制度の利用促進が必要となります。特に、相談窓口の体制整備に向けては早期実施に向けて検討していく必要があります。
- 介護予防や生活支援の充実については、地域の「元気アップ教室」数や参加者数が年々増加しており、介護予防に資する施策として定着してきています。

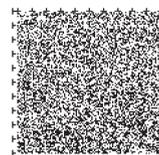


基本目標3 安全・安心な地域をつくる

- 防災知識の普及に向けては、災害に強いまちづくりとして、地域住民に対し、救命入門や普通救命講習等の講習会にて防災知識の向上を図りました。
- 地域住民による、日ごろの見守り活動や災害時、避難行動要支援者の避難支援を行えるよう、互助の仕組みの構築を図ることを目的に、避難行動要支援者事業全体交流会を開催しています。令和元年度（2019年度）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できませんでしたが、令和2年度（2020年度）には、各中学校区ごとに分けて、グループワークを交えて実施し、地区の組織力の向上の必要性を地区として認識するとともに、各地区において「顔が見える関係性」の構築に向けて取り組んでいます。
- 今後はさらに効果的な取り組みとなるよう、中学校区単位での開催をするなど、地域の特性に応じた内容を盛り込めるよう、各地区との協議を進めていく必要があります。
- 防犯・安全活動では、市内の園児から小学生に対し、毎年4月と10月を地域安全運動期間として、交野警察署・少年補導員等の協力を得て実施しています。また、高齢者等へ向けた特殊詐欺啓発キャンペーンや自転車ひたくり防止カバー無料取り付けキャンペーンを、交野警察署や交野市防犯協議会の協力を得て実施しています。

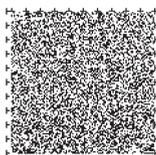
基本目標4 地域福祉の担い手をつくる

- 地域福祉を担う人材発掘・育成を目的としたボランティア活動ネットワークの推進では、社会福祉協議会を中心に、「福祉教育や人材育成」を図るため、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会の創設を目的としたイベントを開催し、福祉教育に力を入れています。
- 近年では台風等の災害の発生も多いことから、平成28年度（2016年度）以降、災害ボランティアの育成についても取り組んでいます。
- 地域福祉活動の担い手確保は重要な課題となっていることから、地域住民や社会福祉協議会とともに、人材確保・育成に向けてさらなる効果をもたらす事業について検討を進めていく必要があります。



重点的な取り組み1 全市的な見守り&セーフティネットの構築

- 人権意識や福祉のこころを育む広報啓発について、障がいのある人への差別解消に向けて庁内推進会議を設置し、職員対応の事例収集や検証を行うとともに、令和2年(2020年)4月には「みんなで咲かそう手話の花」交野市手話言語条例を施行し、手話への理解の促進及び手話の普及を図っています。また、平成31年(2019年)3月には「交野市地域福祉計画自殺対策編」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない交野の実現に向けて、生きることの包括的な支援にかかる体制づくりを進めています。
- 人権や福祉に関する教育では、さまざまな市民団体と協働し、「人権の尊重と安心して暮らすことができる明るい社会」の構築に向けた啓発・研修活動を実施しています。
- 住民同士が交流できる場づくりでは、ひとり暮らし高齢者の交流を中心としたいいききサロンや懇談会の開催、介護予防活動(体操や認知症の講座等)、喫茶サロン等の活動を行っています。また、校区福祉委員会活動では、平成31年(2019年)には子どもの貧困に関する検討会議を通じて、サマースクールや寺子屋など、各校区において居場所づくりを実施しました。令和2年(2020年)3月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の影響により、校区福祉委員会活動が休止となりましたが、6月から感染予防対策に努め、「新しい生活様式」を取り入れながら、電話等による見守り活動を開始し、11月からは、徐々にサロン活動が再開されている状況です。
- 権利擁護に関しては、専門性が発揮できる相談体制の充実に向けた支援に関するスキルアップ研修や、虐待の早期発見・予防に向けて関係各機関のネットワークの強化を図っています。また、さまざまな機会を通して成年後見制度利用支援事業の周知を図っていますが、利用が少ないことから、利用の促進に向けて更なる周知が必要です。
- 介護予防や生活支援の充実に向けては、交野市オリジナルの介護予防体操である「元気アップ体操」を実施する「元気アップ教室」数の増加や、元気アップ体操教室をサポートする「元気アップメイト」の養成を行い、地域住民等の介護予防に資するさまざまな取り組みを実施しています。また、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成を行い、平成31年度(2019年度)現在、延べ4,147人の認知症サポーターが育っています。
- あいさつ・見守り・声かけ活動では、自主的に各校区において、主に登下校等の時間帯において実施されており、子どもたちの安全・安心感と地域住民同士の顔が見える関係性の構築、つながりが深まっています。さらなる住民参加に向けて、今後も関係機関との連携を図っていく必要があります。
- ボランティア活動については、活動内容の紹介によるPRを行うとともに、ボランティア体験プログラムの実施やボランティア講座による人材育成に取り組んでいます。今後も地域住民の多様な生活課題に対応していくため、その担い手としてボランティアの人材育成に取り組んでいく必要があります。



重点的な取り組み2 分野を超えた、地域福祉ネットワークの創設

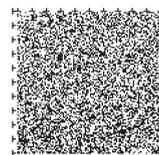
- 複雑・多様化する地域課題に対応し、その解決を図るため、縦割り・分野別を超えた「オール交野の地域福祉ネットワーク」の創設、いわゆる、「福祉の困りごとを支え合う仕組みづくり」に向けては、【地域レベル】に位置付けている「地域ケース会議」では、平成28年度（2016年度）から各校区福祉委員会を中心に、市内小学校区10校区（全12地区）により取り組まれました。

取り組みとしては、地域住民の何気ない会話や住民同士のつながりから、住民同士の情報を共有し、困りごとなどについて、社会福祉協議会や相談支援機関、民生委員・児童委員等へつなぐ仕組みや、地域住民のお困りごとに対して、「ちょっとした家事のお困りごと」への支援の仕組み、地域住民の認知症への関心に対して、「サロン（認知症）」活動といった実践につながっています。

令和2年度（2020年度）に立ち上げた【専門職・福祉機関レベル】に位置付けている「地域ケースネットワーク会議」により、地域住民と地域の専門職の連携、福祉課題の早期発見・予防、資源開発の仕組みを展開し、併せて【公的機関レベル】に位置付けている「市の部局を超えた検討の場」へ必要に応じて、施策に反映するための提言をする必要があります。

重点的な取り組み3 「おりひめ支え愛プロジェクト」のさらなる推進

- 防災に関する知識の普及啓発として、防災セミナーや講座等を実施し、災害時における心構えや災害時の対応方法について啓発を行っています。また、日本赤十字社や市消防等、関係機関と連携し、地域住民一人ひとりがいざという時に的確な対応ができるよう、講習会を実施しています。
- 避難に支援の必要な人への対応としては、「避難行動要支援者名簿」を作成するだけでなく、更新作業への支援を行っています。また、「避難行動要支援者事業全体交流会」を開催し、各地区の取組状況の共有や導入に向けた研修を実施しています。令和元年度（2019年度）は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の影響により実施できていませんが、平時からの地域住民における要援護者の見守り活動や防災意識の醸成に向けて、各関係機関との密な連携を図るとともに、地域住民のつながりづくりを進めていく必要があります。
- 防犯意識の醸成に向けては、小学校や認定こども園等において防犯教室を開催するとともに、交野警察署・少年補導員や交野市防犯協議会と連携し、駅前や小学校等において普及・啓発活動を実施しています。
- 防犯活動では、市内の防犯カメラの設置や、青色回転灯防犯パトロールを実施するなど、地域住民の安全と安心を守る活動を行っています。
- 交通事故対策では、高齢者の事故防止対策に向けて「高齢者交通安全リーダー」を委嘱し、研修会や交通安全教室等を開催しています。また、小さいうちから交通规则を体得できるよう、子どもにも分かりやすい映画や人形劇等により楽しく交通规则を周知するとともに、自転車の交通安全教室を実施しています。



6 交野市の地域福祉を取り巻く課題の整理

(1) 地域との連携の希薄化・“地域力”の低下への対応

少子高齢化等に伴うひとり暮らし・核家族化の増加により、自治会加入者の減少や地域との付き合いが希薄化している現状があります。地域懇談会等では、活動を通じて感じている地域の課題について、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」や「地域内の交流の減少や活動者や参加者の減少や固定化」、「若者の参加率の低さ」などの意見があがっています。

また、個人情報保護の壁もあり、同じ地域にどのような人が住んでいるのか分かっていない、高齢者等の支援が必要な人がいてもなかなか実態が把握できないなど、地域における住民同士や団体同士の連携の希薄化により“地域力”の低下がみられます。

(2) 住民の抱える地域生活課題の多様化

少子高齢化・核家族化に伴い、子育て中の家庭では、地域内に同年代の子どもを持つ家庭が少ないなど、家庭（保護者）だけで子育てを行う傾向となりやすく、子育て家庭の孤立等の問題が顕在化してきています。

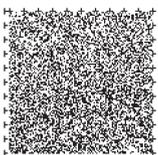
また、生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、貧困を含む低所得の問題、ひきこもり、8050問題、親の介護と育児を同時に行うダブルケア、認知症高齢者やその家族の将来の不安に関することなど、住民の地域生活課題は多様化してきています。地域懇談会等においても、ひとり暮らし高齢者や幅広い年代のひきこもりの問題、生きづらさを抱えた人の問題など、地域のさまざまな課題が挙げられました。

また、市民アンケート調査及び地域懇談会等において、気軽に相談できる窓口の充実が求められていることから、身近な地域で世代等を越えた複雑多様な地域生活課題に対応していくことが求められています。

(3) 担い手の減少・高齢化

地域の活動団体やボランティア団体等においては、高齢化に伴い、登録者・参加者自体が減少傾向にあります。新規登録や参加の人数は少なく、会組織自体の存続が難しい状況となっている地域もあり、新たな人材の確保や次のリーダーの育成が課題となっています。

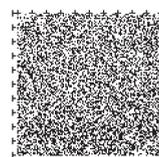
また、各団体が各地域でそれぞれに活動をしているものの、お互いにどのような活動がされているのか分からないなどといった意見も多く、定期的に取り組み内容や先進事例などの情報共有、意見交換などができる場を設けるなど、各活動の連携や充実を図っていく必要があります。



(4) 災害や感染症への対策

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。高齢化の進行に伴い、災害時に支援や介助が必要な人も増えてきています。平常時から地域における見守り活動を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症においては、活動自粛によって地域での活動の停滞がみられました。感染症対策を徹底しつつ必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人など、さまざまな人が生活しています。それらの人々が抱える生活課題は、複雑・多様化しており、地域が「わ（和・輪）」となり、相互に支え合える地域づくりが求められています。

本計画では、地域に住むさまざまな人や組織、関係団体、事業所などと行政が協働して、地域全体が、互いにかかわりあって、助け合い、自分らしくのびのびと暮らし、しあわせを実感できる福祉のまちづくりをめざし、以下のように基本理念を定めます。

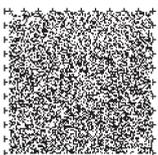
かかわりあって

たすけあい

のびのび

しあわせのまちづくり

～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～



2 基本目標

計画の基本理念「かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり ～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～」の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 地域のつながりをつくる

地域の問題の発見、地域での見守り、災害時の避難行動要支援者の支援などの地域福祉を進めていくためには、その基盤として住民同士が日常的に交流し、つながりがあることが基本です。

住民が、地域とつながることの喜びを感じ、地域とつながることできざまな生活課題を発見できる仕組みづくりをめざします。

基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。

学習や地域活動への参加促進をはじめとする取り組みにより、地域福祉の担い手や、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成をめざします。

基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

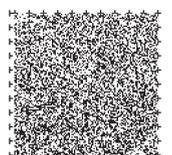
家庭や地域が抱える問題は複雑・多様化しています。これまでの見守り活動や公的制度から外れる人も増加し、社会的に孤立する人も増加しています。

地域の人々が、互いにちょっとした変化・異変に気づき、予防的にかかわることや気軽に「助けて」といえる関係づくりを進めることが大切です。地域住民と専門職がつながり、課題が深刻化する前に発見し、支え合えるための地域福祉のセーフティネットの構築をめざします。

基本目標4 安全・安心な地域をつくる

誰もが安全で快適に暮らせる地域環境は、地域福祉の仕組みづくりや取り組みを効果的に進めていく上での基盤としても、重要な役割を担っています。

弱い立場に置かれがちな人なども安心して暮らせるよう、地域福祉の視点から福祉のまちづくりを推進し、安全・安心な地域づくりをめざします。



3 基本的な視点

生活課題が複雑・多様化する中で、行政サービスだけでは十分な対応ができない状況が想定されます。本計画は、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組んでいきます。

多面的なセーフティネットの構築や、災害時に被害を最小限に抑えるための備え等には、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」がそれぞれ有効に機能し、連携することが大切です。

自助（個人・家族）

日常生活の中のさまざまな課題に対して、個人の意思と行動や、家族の支え合いによって主体的に解決を図ることを「自助」といいます。また、自分の努力のみで解決出来ない課題等についても、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に情報や支援を求めることも「自助」の一環です。

計画では、一人ひとりがより「自助」に取り組みやすいような環境整備に努めます。

互助（近隣・地域）

「自助」では解決できない課題に対して、近隣・地域に住まう人同士や地域で活動する組織・団体等による、支え合い・助け合いで解決を図ることを「互助」といい、見守り活動や災害時の避難支援をはじめ、地域福祉においては中心的な取り組みになります。

「互助」を進めていくには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に、担い手でもあることを自覚し、地域の中でお互いの信頼関係を保ち、それぞれが役割を担っていくことが大切です。

共助（保険）

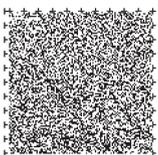
制度化された相互扶助（社会の中で一人一人が互いに助け合うこと）のことで、医療、年金、介護保険、社会保険制度などで多くの被保険者により相互の負担を分散化して成り立つような取り組みになります。

支えてもらう側と支える側の力のバランスが崩れると、支え合い・助け合いで解決を図る「互助」の関係性が壊れてしまいます。そこで、必要に応じて「共助」により第三者が介入することで、「自助」を支え、「互助」の負担を減らします。

公助（行政）

公による負担（税による負担）で成り立ち、行政や公的機関が提供するサービスや支援を「公助」といいます。自助や互助、共助だけでは解決が難しい複雑・多様化する地域生活課題に対応し、地域福祉を推進するための社会全体の基盤づくりを行うことも「公助」の役割となります。

行政や公的機関は、法律に基づく制度や、広域的な対応の役割に加え、地域住民同士や地域で活動する組織・団体等の地域主体の活動を支え援助するよう努めます。



4 重点的な取り組み

複数の取り組みの方向性を横断する取り組みとして、かつ、市と社会福祉協議会・地域等が協働し、全市的に進める施策との位置づけから、次の3項目を重点的な取り組みとします。

重点取組1 全市的な見守り&セーフティネットの強化

あいさつ・声かけ運動の次のステップとして、見守りをはじめとした安否確認、異変の気づき、徘徊の発見、子どもの安全確保などの取り組みに展開できるよう、各校区や団体・機関等の協力により、全市的・重層的なセーフティネットを構築します。

そのため、各小地域や校区での見守り活動の体制づくりについての検討会議等を開催し、実践的な事例検討や、各相談・支援機関とのスムーズな連携関係を築きます。

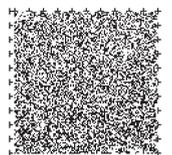
また、さまざまな店舗や民間事業者など、より新たな機関・社会資源の巻き込みによって、見守り力の拡大を図り、「生活支援」も視野に入れた支え合いの仕組みづくりを目指します。

これらの取り組みにより、どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現します。

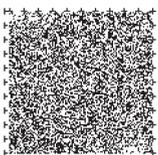
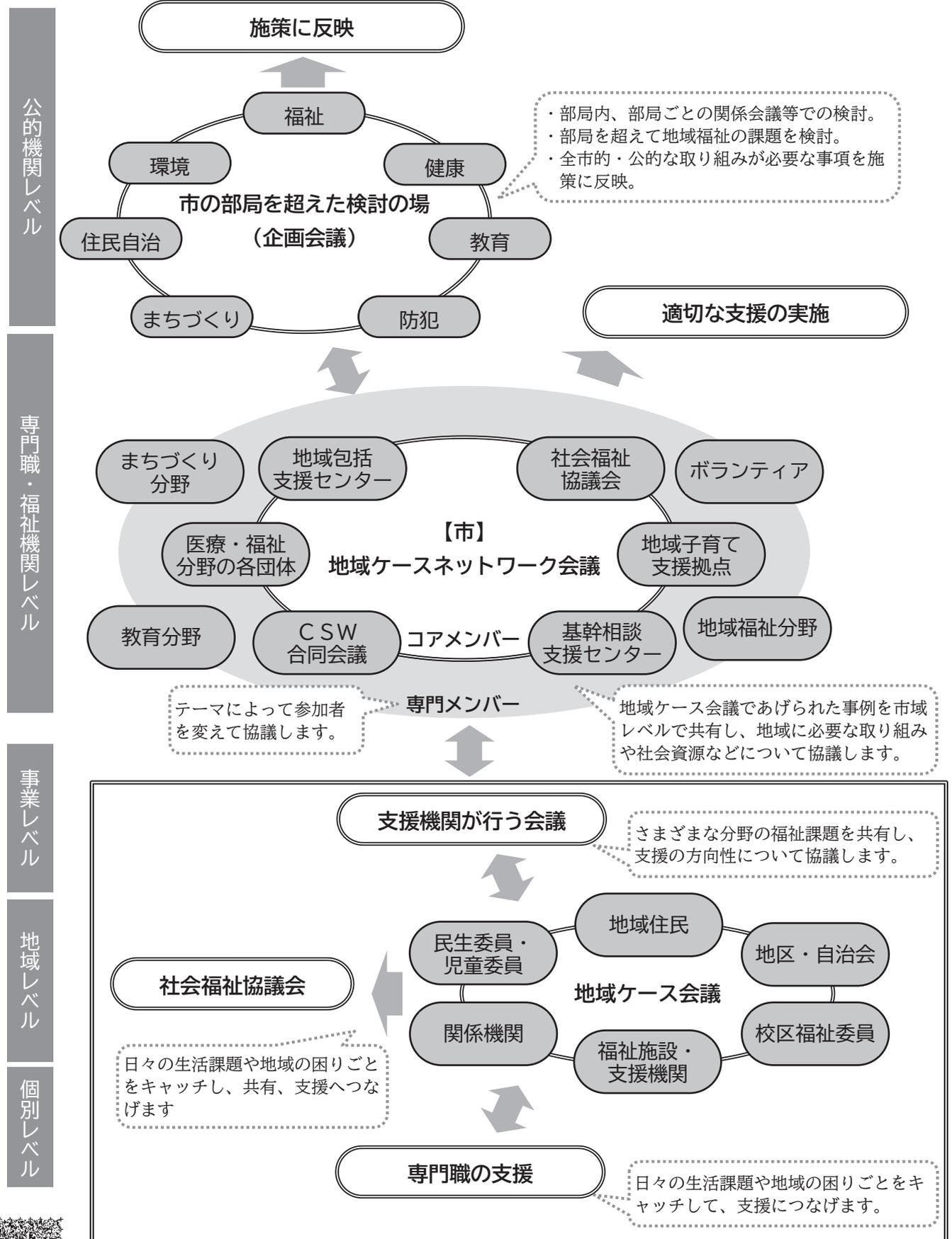
重点取組2 分野を超えた地域福祉ネットワークの構築

複雑・多様化する地域課題に対応し、その解決を図るため、縦割り・分野別を超えた、「オール交野の地域福祉ネットワーク」を構築します。

具体的には、「地域レベル」、「専門職・福祉機関レベル」、「公的機関レベル」の互助・共助・公助の各層と、公的機関同士の所管分野の縦割りを超えた、地域福祉の課題を検討するネットワークを構築し、地域で起こっている身近な諸問題（生活困窮・虐待・いじめ等）や課題等を「地域ケース会議」で把握し、専門職・福祉機関も参加する「地域ケースネットワーク会議」にて専門的な視点で検討を加え、市の関係部署も交えた会議の場（企画会議）で、全市的・公的に取り組みが必要なものを施策に反映させることにより、官民協働の包括的な取り組みで問題解決を図ります。



■ 地域福祉のネットワークのイメージ



重点取組3 「おりひめ支え愛プロジェクト」のさらなる推進

平成26年度（2014年度）からスタートした、災害時の避難行動要支援者支援事業である「おりひめ支え愛プロジェクト」については、要支援者の名簿作成が全地区で一定の整備が進みました。

前回計画に引き続き、地区による要支援者名簿の定期的な更新作業や、避難支援者の確保、避難訓練の実施、避難マップづくりなどの具体的な取り組みを支援し、市においても、住民基本台帳を活用した要支援者名簿の整理を行うなど、さまざまな想定外の事態が起こりうる災害の際にもしっかりと対応できるよう、地域の特性に応じたより実践的な取り組みを進めます。

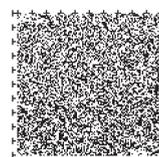
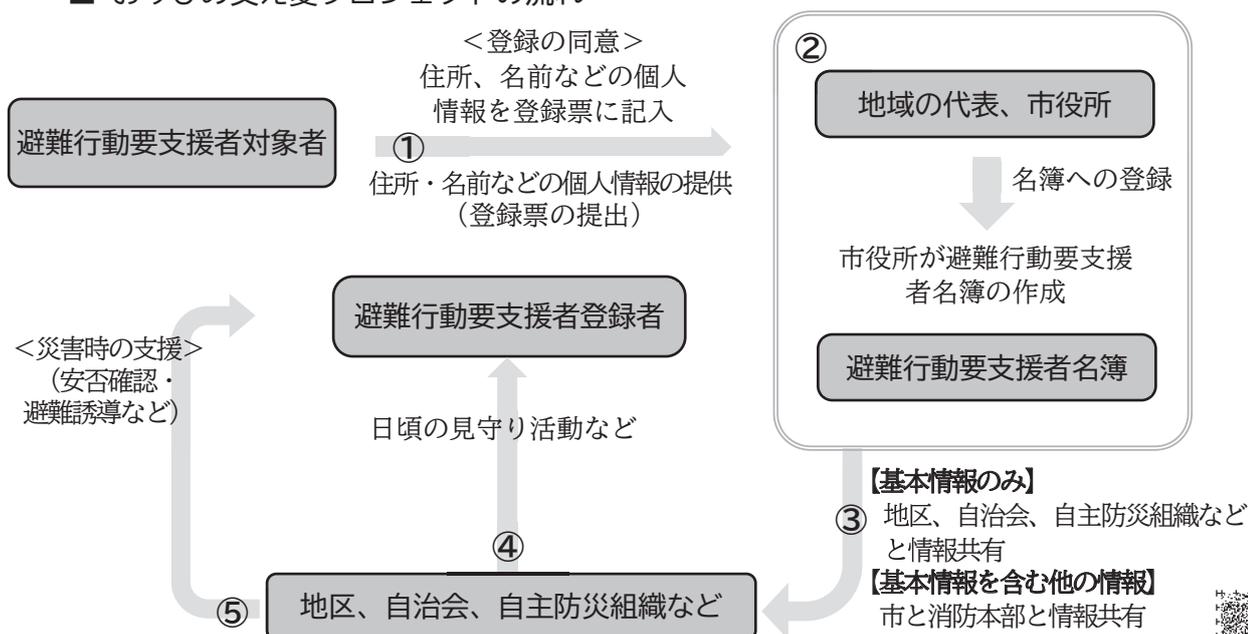
また、災害時のみならず、日常の見守り等の取り組みにも要支援者名簿の活用を図り、普段からのつながりを強化することによって、平常時からいざという時の緊急時まで、どんな時でも安全・安心の支え合いが発揮できるまちづくりを目指します。

これまで、おりひめ支え愛プロジェクト交流会については、地区全体（24地区）にて実施してきましたが、更に効果的に意見交換や情報交換が行えるよう、中学校区ごとに分けて、交流会を実施していきます。

■ おりひめ支え愛プロジェクトの対象

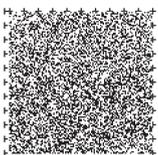
ひとりで移動の 困難な方	身体障害者手帳（1・2級）の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、療育手帳Aの方、在宅で介護保険の要介護（3～5）の方
高齢の方	65歳以上で単身の方、75歳以上の高齢世帯の方
災害時や緊急時に 不安をお持ちの方	例：妊婦、乳幼児を抱えた方、上記以外の高齢者世帯、特定疾患の方、障がいのある方、介護保険の要介護（1・2）の方、要支援（1・2）の方などで、災害時の避難に不安のある方

■ おりひめ支え愛プロジェクトの流れ



5 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組みの方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして </p>	<p style="text-align: center;">基本目標 1 地域のつながりをつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実 (2) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現（自殺対策計画） (3) 手話への理解の促進と普及 (4) 人権や福祉に関する教育の推進 (5) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進 (6) 住民同士が交流できる場づくり
	<p style="text-align: center;">基本目標 2 地域福祉の担い手をつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の担い手の確保 (2) 多様な活動機会の充実 (3) 担い手が活動しやすい環境づくり (4) 地域において、ちょっとした困りごとをサポートする体制づくり (5) 地域福祉のセーフティネットの構築
	<p style="text-align: center;">基本目標 3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護に関する支援の充実（成年後見制度利用促進計画） (2) 再犯防止に向けた取組の推進（再犯防止推進計画） (3) 総合的な相談支援体制の充実 (4) 生活困窮世帯への支援の充実 (5) 健康支援や生活支援の充実
	<p style="text-align: center;">基本目標 4 安全・安心な地域をつくる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する知識の普及啓発 (2) 地域の自主防災活動の促進 (3) 災害時の支援体制の整備（おりひめ支え愛プロジェクトの推進） (4) 防犯意識の向上を図る啓発の推進 (5) 地域における防犯活動の促進 (6) 交通事故対策の推進



第4章 施策の展開

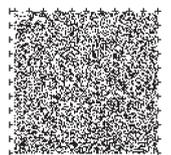
基本目標1 地域のつながりをつくる

■現状と課題■

- 人権三法や女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人などに関わる問題など、社会的弱者に対する偏見や差別のない地域をつくるためには、重要な地域生活課題として位置付けることが必要です。

これらの地域生活課題を解決し、地域共生社会の実現に向けては、同じ地域に住む者として、住民同士で助け合い、意識を高めることが必要です。

- 高齢者や障がいのある人への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待等も社会問題となっており、虐待の報告件数は氷山の一角であります。実際にはかなりの件数があるのではないかとこの危機感も指摘されており、虐待等の社会問題に対しては、地域住民の理解・協力と関係機関等との連携がますます必要です。
- 市民アンケート調査では、近所づきあいの考え方として、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」と考えている人が4割以上を占めているものの、実際の近所や地域との付き合いの程度として「何か困ったときに助け合う人がいる」は3割程度となっており、20～30歳代では「ほとんど近所とのつきあいはない」も2割近くと多くなっています。年齢が低いほど形式的な付き合い（義理）など、なくても困らないので、必要がないと考える人も多い傾向がみられます。
- 性別や年齢に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切です。また、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。そのため、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけていきます。
- 障がいのある人のアンケートより、差別や偏見を受けたりしたことがある人が2割程度を占めており、その場面や場所として、「就職・職場・仕事」に次いで「近所づきあい・地域行事」が多くなっています。障害者差別解消法においては、差別解消のための措置として「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の2つを定め、それらを実施する際の支援措置も規定されていることから、事業所等への制度の周知を図るとともに、地域住民への障がいのある人への理解の促進を図っていく必要があります。
- 高齢者のアンケートより、高齢者の1人暮らしや夫婦2人暮らしなど、高齢者のみの世帯が6割以上を占めています。今後の高齢化の進行に伴い、高齢者のみの世帯等も増加していくことが推測されることから、地域内での日ごろからの見守りや声掛けなどの重要性が高まっています。
- 子ども子育てに関するアンケートより、保護者が子どもに参加させたい活動や社会参加として、地域の活動へのニーズが高くなっています。また、前回調査に比べて子育て世代に関しては、地域活動を望む人が大きく増加しており、子育てへの地域の関与を望む保護者が多くなっています。



■めざすべき姿■

- さまざまな困難を抱える人の人権を尊重する意識が定着しています。
- お互いに理解し、思いやりのこころを持つ人が増えています。
- 「地域福祉」の大切さを理解する人が増えています。
- 地域のつながりを強め、近所づきあいや日常的な見守り活動を通して、住民のちょっとした変化・異変に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげています。
- 手話が言語として使われ、誰もが不自由なくコミュニケーションを図れています。
- いざという時に「ちょっと助けて」と言える近隣関係が築かれています。

《取り組みの方向性》

■市の役割■

(1) 人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実

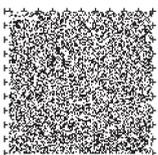
人権三法の問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人など、あらゆる差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

近年では、情報化社会の進展に伴うインターネット上の差別書き込みの増加、また、新型コロナウイルス感染症の罹患者やその家族、医療従事者に対する差別も社会問題となっているところ

です。
国では、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別を解消するための3つの法律が施行されました。本市においても、引き続き人権協会や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、差別のない社会を目指して、さまざまな施策に取り組めます。

《具体的な取り組み》

- 人権意識を啓発する講座や懇談会を開催します。
- 誰もが福祉を身近に感じ、理解を深められるよう、公開講座やイベントを関係機関や団体と連携して開催します。
- 地域の高齢者や障がい者施設との交流機会の拡充を図り、交流を通して理解の促進を図ります。
- 障がいや認知症、難病等について、市民が正しい知識を身につけるための情報を発信します。
- 障がいやさまざまな困難を抱える人に対する偏見や差別の解消に向けて、市民の関心と理解を深めます。



(2) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現（「自殺対策計画」）

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係のほか、地域・職場の在り方の変化など、さまざまな要因が複雑に関係しており、自殺を考える人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

自殺対策を契機とした「生きるための支援」を充実させるため、すべての市民が主役となり、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される、「誰も自殺に追い込まれることのない交野」の実現を目指し、市民一人ひとりが、つながり、支え合い、誰もが明日に希望が持てる社会を創造していきます。

本計画においては、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなどの、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を増やせるよう、ゲートキーパーの養成に向けて重点的に取り組みます。その他の取り組みについては前回計画の内容を踏襲します。

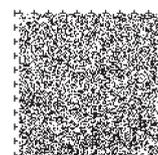
《具体的な取り組み》

①地域におけるネットワークの強化

- 各世代や就学、就職、転勤、結婚、出産等のライフイベントの時々には生じる問題に対して、人がより生きやすい方向に行く道を選ぶことができ、満足できる人生を選ぶことができる地域社会を目指して、各世代の個人レベルの意識と行動に働きかける取り組みを検討します。
- 地域や家庭のなかで孤独にさせないための見守りを行うとともに、社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組みが必要です。さまざまな人がつながることで介護等の負担を軽減するための事業や相談しやすい相談窓口の効果的な運用にも引き続き取り組んでいきます。

《取り組み例》

地域の関係機関の連携	福祉団体等への支援（民生委員児童委員協議会、保護司会）、小地域ネットワーク活動推進事業、ボランティアセンター推進事業
関係機関との連絡調整	生活支援コーディネーターの配置、元気アップメイトの派遣、特定健診・特定保健指導
子育て家庭等への支援	子育てネットワーク事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業
障がいのある人への支援	移動支援事業、通学移動支援事業、日中一時支援事業



②自殺対策を支える人材の育成 **重点施策**

- 悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要であることから、ゲートキーパー養成講座を開催して参加促進を行うことで、専門性の有無にかかわらず、1人でも多くの方にゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことで自殺対策につなげていきます。
- 日ごろから地域住民と接する機会が多い民生委員・児童委員などには、地域でのゲートキーパーとして、相談者やその家族に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を行っていきます。
- 自殺の危険を示すサインが見られる自殺念慮者の声に十分に耳を傾け、必要に応じて保健所あるいは医療機関に同行するなど問題解決まで支援します。

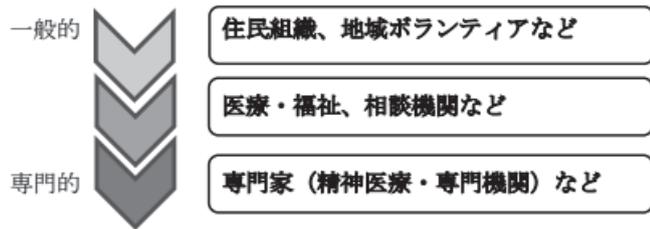
ゲートキーパーとは・・・？

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられます。

ゲートキーパーの心得として、以下の内容が挙げられています。

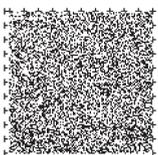
- 自ら相手とかかわるための心の準備をする
- 温かみのある対応をする
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝える
- 相手の話を聴く
- ねぎらう
- 心配していることを伝える
- わかりやすく、かつゆっくりと話をする
- 一緒に考えることが支援
- 自分が相談にのって困ったときのつなぎ先を知っておく
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切

各段階のゲートキーパーに求められる役割



《取り組み例》

子育て家庭等への支援	保育の実施(公私立認定こども園等)
関係機関との連絡調整	ボランティアセンターの管理(活動支援含む)、民生委員児童委員協議会等
障がいのある人への支援	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)、障害者差別解消推進事業、手話奉仕員養成事業、手話通訳者等派遣事業
支援者への支援	地域消費者サポーター育成事業、職員の健康管理事務



③市民への啓発と周知

- 心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、市民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である市広報紙や市ホームページへの掲載によるPRや、リーフレット等の作成・配布により普及啓発をさらに推進します。
- 普及啓発に際しては、ライフステージや年齢、性差に配慮し、対象となる層の絞り込みを行いながら、きめ細やかで効果的な普及啓発を行います。
- 自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）を市広報紙や市ホームページで周知し、同期間に街頭啓発などを行うことにより集中的に啓発します。

《取り組み例》

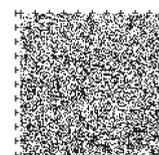
情報提供	図書館活動の充実、人権啓発事業 行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）
各種相談	各種相談事業、人権相談事業、思春期事業
周知・啓発	ガイドブック作成事業、 障がい者（児）のための福祉のてびき作成事業
イベント等による啓発	消費生活関連イベントの開催、かたのチャレンジ 男女共同参画事業（男女共同参画フェスティバル）
庁内連携	まち・ひと・しごと創生総合戦略、教育大綱

④生きることへの包括的な支援

- 自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即して対策を実施するために、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。
- 相談窓口の緊密な連携により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進めていきます。保健所等における心の健康問題に関する相談機能の向上や、心の健康づくりにおける地域保健との連携を推進します。
- 消費生活センターに消費者金融・多重債務についての相談があった場合、あるいは病気や老齢、失業等の事情で生活困窮者に関する相談があった場合には、窓口職員は社会的な支援につなげるとともに、必要に応じて心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談について専門機関につなげるように努めます。

《取り組み例》

相談事業	家庭児童相談業務、巡回相談、産婦健康診査、 こんにちは赤ちゃん訪問、生活困窮者自立支援事業
災害時の支援	避難所におけるメンタルヘルス対策事業
障がいのある人への支援	聴覚言語機能障がい者専用 119 番通報



⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 学校において、児童生徒からの相談や自殺未遂等が発生した場合には、児童生徒、教師や職員の精神的なケアも必要となるため、相談窓口等の事前・事後対応を促進します。
- 学校において、児童生徒からのSOSに対応するために、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが相談に応じ自殺防止に努めます。
- 学校において、自殺企図等が発生した場合に生徒や教師、職員の相談を受けます。

《取り組み例》

教育の充実	情（こころ）の教育実践支援事業、消費者教育啓発事業
居場所づくりの支援	子ども未来サポート事業
家庭力の向上への支援	アウトリーチ型家庭支援事業
相談員への支援	教育相談員配置事業、スクールソーシャルワーカー活用事業

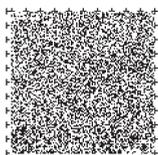
(3) 手話への理解の促進と普及

平成18年（2006年）12月に、第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、平成23年（2011年）8月には、「障害者基本法」第3条第3項において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と改められました。

本市においても、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が個人の尊厳を大切に、共に暮らす共生社会の実現をめざして、手話が言語であることの認識を広め、いつでも手話を使うことができる環境整備の実現を願い、聞こえない人、聞こえる人が共に支え合って生きることができるよう、令和2年（2020年）3月、「みんなで咲かそう手話の花」交野市手話言語条例を制定しました。

《具体的な取り組み》

- 手話言語条例を基本とした、「手話は言語である」に対する理解の促進を図り、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域づくりを進めます。
- 手話講習会の実施や手話に関するボランティアグループの支援など、これから手話を学びたい方に向けて、さまざまな形で手話を学ぶことのできる機会を提供します。
- 広報誌による掲載、ホームページによる動画配信等を活用した様々な情報の提供と併せて手話に対する理解等についても周知、啓発を行います。



(4) 人権や福祉に関する教育の推進

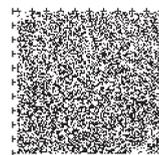
- さまざまな機会において人権教育を推進します。
- 認知症や障がいに対する基本的理解、福祉・介護などの課題に関する理解が深められるよう学習・教育機会の拡充を図ります。
- 障がいのある人や性的マイノリティ、過ちからの立ち直りに向けて行動している人が排除されることのないよう、学習・教育機会の拡充を図ります。
- 地域における福祉体験学習の機会を提供します。

(5) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進

- 「あいさつ・声かけ」運動の普及啓発を行います。
- 孤立しがちな人を地域で見守り、声かけが行えるよう支援します。
- 民生委員・児童委員や校区福祉委員会、自治会等が行うあいさつ・見守り・声かけ活動の充実に支援します。

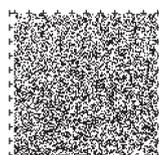
(6) 住民同士が交流できる場づくり

- 孤立しがちな高齢者や障がいのある人のひきこもりを予防するため、地域におけるサロン活動や生きがい活動、交流活動等の実施を支援します。
- 学校関連施設（空き教室等）の公共施設など、地区の地域福祉活動の場としての有効活用の実施に向けて、各関係機関と協議します。
- 多世代が気軽に交流できる場づくりを応援します。



■みんなの役割■

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重に対する理解と認識を深め、人権に関する講座に積極的に参加します。 ○ 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動や地域の交流活動に積極的に参加します。 ○ 積極的に福祉講座等に参加し、福祉への理解を深めます。 ○ ゲートキーパーの役割を知り、養成講座などに積極的に参加します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人や、障がいのある人への理解を深めるための勉強会などを開催します。 ○ 地域の行事等に認知症の方、障がいのある人、子ども等の参加を呼びかけ、交流を通して、高齢者、障がいのある人等が地域でともに暮らしていくための理解の促進を図ります。 ○ ひとり暮らし高齢者や生活困窮者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけます。 ○ 地域の関係者が連携して、あいさつ・見守り・声かけ活動や地域イベント、サロン活動などの住民が交流できる機会や場づくりを充実し、地域のつながりを強めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民などが人権についての理解を深めるため、様々な人権研修の実施や啓発を行います。 ○ 学校や地域において福祉体験や認知症サポーター養成講座などの機会を提供し、助け合いの意識を育みます。 ○ 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動、サロン活動や地域行事の充実を支援します。



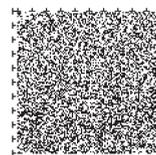
基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

■現状と課題■

- 地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。
- 一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。また、大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。
- 市民アンケート調査では、地域活動に参加したことがある人が7割以上と多く、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」と回答した人を含めると8割以上を占めています。一方で、参加していない人の理由では、「どのような活動があるのかわからない」が2割近くを占め、特に活動への参加の少ない20～30歳代で高い割合となっていました。
- 関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。
- 社会環境の変化に伴い、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。そのため、福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、新たな地域生活課題への対応に向けた人材等のネットワーク化を図る必要があります。

■めざすべき姿■

- 福祉活動に参加する体制が整い、多くのボランティアが活躍しています。
- 住民、福祉事業者、企業、商店など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っています。
- 福祉活動に参加する人たちがスキルアップするための体制があります。
- 福祉人材の確保に向けて福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発します。



《取り組みの方向性》

■市の役割■

(1) 地域福祉の担い手の確保

- 新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページで提供します。
- 地域活動やボランティア活動の意義・重要性について、啓発を行います。
- 商店、企業などの事業所の地域福祉活動への参画・参加を促進します。
- 社会福祉協議会が行うボランティアの養成を支援します。

(2) 多様な活動機会の充実

- 市の事業の中で、ボランティア活動の機会・場をつくります。

(3) 担い手が活動しやすい環境づくり

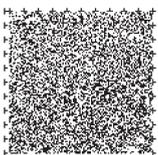
- 既存の公共施設の活用と新たな地域資源の発掘により、活動拠点の確保を支援します。
- 地域団体やボランティア団体が自主財源を確保できるよう、必要な情報提供等を行います。
- 社会福祉協議会や関係団体等と連携して、日常的な見守り活動等に必要な個人情報の提供を適切に行います。

(4) 地域において、ちょっとした困りごとをサポートする体制づくり

- 地域住民相互のたすけあい活動を促進し、身近なところで助け合う体制づくりを支援します。

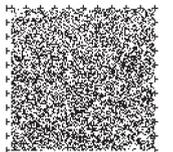
(5) 地域福祉のセーフティネットの構築

- 地域住民、福祉施設、社会福祉協議会ほか、地域の福祉資源と連携して、問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐ体制の構築に努めます。
- 複雑・多様化する可能性がある事例について、あらゆる機会を通じて情報を収集し、対応に努めます。
- さまざまな関係・専門機関が集まる会議を定期的で開催し、情報を共有します。



■みんなの役割■

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講座などに参加し、地域での福祉活動やボランティア活動などについて関心を深めます。 ○ 地域での福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し、体験を周囲に伝えます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動やボランティア活動への参加を積極的に呼び掛けます。 ○ 若い世代、定年退職者、元気な高齢者などが地域と関わる機会を創出し、地域の福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。 ○ 活動の担い手を拡大するため、気軽に参加でき、負担がかからない活動メニューを検討し、実施します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や地域での福祉教育を推進し、地域福祉を担う人材を育成します。 ○ ボランティア活動をけん引するボランティアアドバイザーやボランティアリーダーなど、多様な担い手の育成を図ります。 ○ 地域福祉活動に参加してみたい人が気軽に参加し、情報交換ができる場として、ボランティアサロンを充実し、活動のきっかけづくりを行います。 ○ 活動拠点や多様な世代が活動に参加できる機会等を充実し、ボランティアが活動しやすい環境整備を行います。

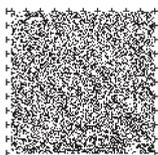


基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

■現状と課題■

- 近年では、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、地域のだれもが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。改正社会福祉法では、地域の人々の抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度や分野の縦割りを超えた「地域共生社会」の実現に向け、「断らない相談支援」の創設などが盛り込まれました。
- 平成27年度（2015年度）から生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談等の事業を実施していますが、社会構造の著しい変化などに伴い、生活困窮者の状況や抱える生活課題は複雑化・多様化し、これまでの制度の狭間におかれている方への支援の充実、さらには、家計に問題を抱える生活困窮者の相談も増加していることから、これまで以上の支援の充実が求められています。
- 市民アンケート調査では、生活する上で困ったときの相談相手については「家族・親族」や「知人・友人」などの回答が多く、市役所などの公的機関等への相談はまだまだ低いのが現状です。一方で、福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことでは、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が4割以上と高く、相談窓口等についてもっと市民に浸透するよう周知を図ることが必要です。また、近年、複雑化、高度化してきた相談内容にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図るとともに、専門的な相談に対応できる人材を育てることも必要です。
- 平成28年（2016年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が多いとされていることから、生きづらさを抱える犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施する必要があるとされています。
- 令和2年（2020年）5月より、高齢者や障がいのある人等の外出支援として、これまでの「バス形態」による支援から、市域全体にわたり、より外出に支援が必要な方へ個別に支援する方策へと転換を図りましたが、市民アンケート調査では、「外出が不便になった」「外出頻度が減った」などの意見があり、改めて課題としての認識が必要です。

転換後の課題等については、各関係機関との連携とともに、継続して効果検証に取り組む必要があり、また、地域特性に応じた地域住民の互助の仕組みへの支援についても検討する必要があります。
- 障がいのある人への調査では、外出の際に困ることや、外出を取りやめたことがある人が4割以上を占めています。また、外出の際に困ることは、公共交通機関が利用しにくいや道路や施設などの階段・段差などのハード面での障壁によることや「困った時にどうすればよいか心配」といった回答が多く、困ったときに相談や声かけができていないがために外出できていない人がいることが分かります。



○ 高齢者アンケート調査では、一般高齢者の半数以上が現在運転免許証を持っていると回答している一方で、要支援認定を受けている人の約7割が運転免許証を返納、または取得していないと回答しています。また、地域によって免許証の所持率に差があり、地域によっては、免許証の返納をしない意向の高い地域がありました。

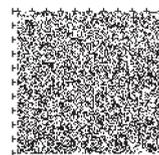
高齢者の交通事故が多発している中で、運転に少しでも不安を感じる高齢者が、安心して免許証を返納するためには、「高齢期になっても不便なく移動ができる」地域を目指すなど、地域の特性や実情に応じた取り組みへの地域支援が必要です。

○ また、認知症への関心が高まっており、認知症予防取組へのニーズが高まっている一方で、認知症に関する相談窓口の認知度はまだまだ低いのが現状です。また、元気アップ教室やいきいき・ふれあいサロンの活動に参加している人は1割程度にとどまっています。早期に発見し、早期に治療を開始することで病状の進行が緩やかになることから、不安のある人が気軽に相談できたり、認知症予防の取り組みを進めていく必要があります。

○ 子ども子育てに関するアンケート調査では、気軽に相談できる場としては家族や友人などの近い人への相談をしている人が多く、公的機関への相談は少ない状況となっています。また、子育てに関する不安や悩みごとについて相談できる窓口としての相談機関について、「いずれも知らない」と回答した人が2割近くを占める結果となっています。相談機関の周知を進めていく必要があります。

■めざすべき姿■

- 地域ぐるみで、健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいます。
- さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしていくことができるようになっています。
- 制度の狭間の課題に、みんなで協力して取り組んでいます。



《取り組みの方向性》

■市の役割■

(1) 権利擁護に関する支援の充実（「成年後見制度利用促進計画」）

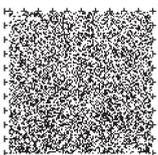
国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年（2016年）5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされ、府や市町村に対して、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

成年後見制度とは、認知症の人や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

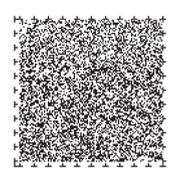
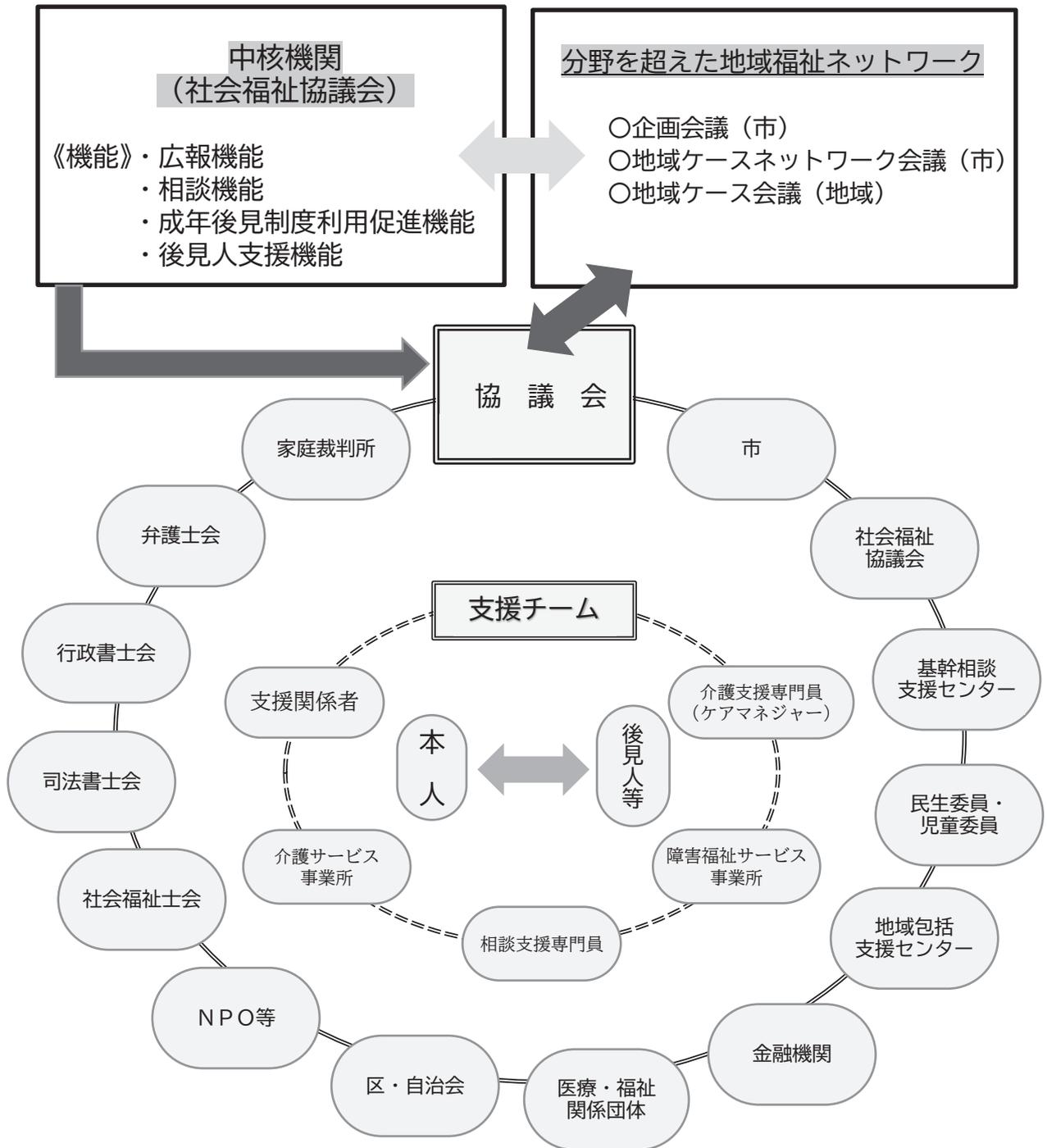
高齢化により認知症高齢者等が増加傾向にあり、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

《具体的な取り組み》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等、保健・医療・福祉・司法を含めた仕組みである「協議会」を設置します。
- 成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護が必要な人に早期に支援が行き届くよう、核となる「中核機関」を設置します。なお、「中核機関」については、権利擁護事業のノウハウを有する社会福祉協議会がその役割を担うことについて調整を図ります。
- 相談支援機能については、協議会を活用し、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会をはじめとする専門職の助言を得て、成年後見制度の利用の可否等の検討を図ります。
- さまざまな事情やニーズに応じた効果的かつ円滑な制度利用を促進するため、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援、後見人等担い手の確保まで、段階的・計画的に取り組む、幅広い支援に努めます。
- 「成年後見制度」は、認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人の権利と利益を守る上で重要な制度であることから、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。
- 児童や高齢者、障がい者に対する虐待、DVなど、地域住民の権利を擁護する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。
- 判断能力が十分でない方が成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行う「市長申立て」や、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行う「報酬助成」などの利用支援を行います。



■ 地域連携ネットワークのイメージ



(2) 再犯防止に向けた取組の推進（「再犯防止推進計画」）

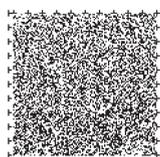
犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年（2016 年）に施行され、市町村は国の計画を勘案して地方計画を定めるよう努めるものとされました。

罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

≪具体的な取り組み≫

- 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるよう、保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や周知活動等を実施します。
- 保護司による地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、住民からの犯罪・非行相談などの取り組みを推進するための「更生保護サポートセンター」の運営支援を行います。
- ハローワーク、保護観察所、協力雇用主など関係機関と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
- 協力雇用主支援として、保護観察対象者等の雇用実績等を社会貢献活動や地域貢献活動と評価し、総合評価落札方式等において、加点項目として採用する等の検討を行います。
- 地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
- さまざまな課題に対応した支援を効果的に行うために、福祉、保健・医療、矯正などの多様な分野の強みを活かして連携・協働していくため、「(仮称) 更生支援ネットワーク庁内等地域連携会議」を構築します。



■ 更生支援のネットワークのイメージ

さまざまな“困りごと”や“気にかかること”のひとつとして
「立ち直りへの支援」を求めている人・必要な人

相談しやすいところにつながる

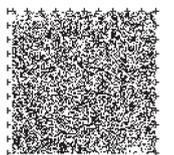
【犯罪や非行をした人への地域生活支援】

- 犯罪や非行の傾向等の把握
- 犯罪や非行をした人の特性等の把握
- 保健・医療、福祉サービスの利用の促進
- 就労や住居の確保等
- 民間協力者の活動の促進
- 専門機関や関係団体等との連携
などについて情報共有等を行います。

市

(仮称) 更生支援ネットワーク庁内等地域連携会議

≪庁内≫ 福祉分野、保健・医療分野、防犯分野、教育分野、雇用分野、人権分野、企画分野 等
≪関係機関≫ 社会福祉協議会、保護司会、大阪保護観察所、大阪矯正管区、交野女子学院 等



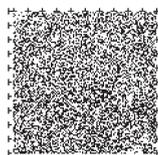
(3) 総合的な相談支援体制の充実

市民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、「重層的支援体制」が求められています。

本市では、これまで取り組んできた地域福祉ネットワーク支援を基本に、地域生活課題について、包括的に対応する支援体制を構築し、取り組めます。

《具体的な取り組み》

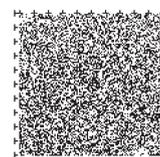
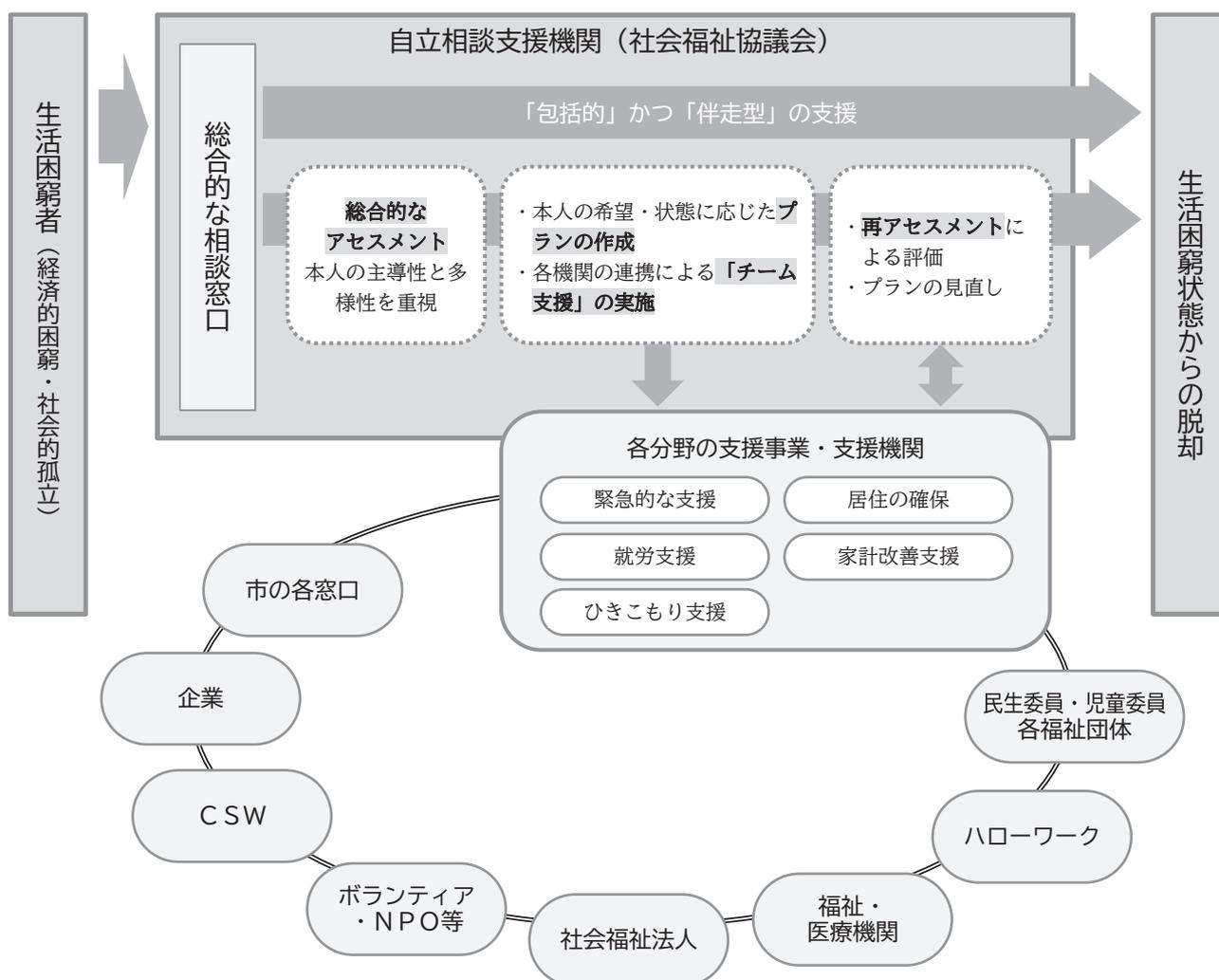
- 本計画の重点的な取り組みである「分野を超えた地域福祉ネットワーク」を地域生活課題の解決に向けた取り組みの認識のもと継承するとともに、このネットワークを重層的支援体制として展開できるよう検討します。
- 介護や障がい、子ども等の分野に関わらず、本人・世帯やその関係者からの相談を受け止める相談支援を実施します。
- 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者（機関）では解決が難しい事例や、課題が複雑化・複合化しており各種関係機関での役割分担等が必要な事例の場合には、多機関の協働により適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- 相談につながらない、つながりにくい相談者を積極的に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチにも取り組み、また、住民に身近な拠点を順次整備し、より相談しやすい環境整備を進めます。
- すべての人が役割をもって参加できる場をつくり、お互いが必要とされ、困ったら誰かが声をかけてくれる関係性を育む地域づくりに取り組みます。
- 地域において住民同士が出会い参加することができるよう、多世代の交流や多種多様な活躍の場を確保する地域づくりに取り組みます。



(4) 生活困窮世帯への支援の充実

- 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。
- 生活困窮者の自立相談支援機関と協働し、社会資源の開拓・拡充を行うとともに、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、経済的な生活困窮支援のみならず、社会的孤立やひきこもり等の制度の狭間に置かれている人などへの支援を実施するため、関係機関のネットワークのさらなる強化を図ります。
- 経済的な生活困窮者の生活課題の要因の一つである「負債や家計のやりくり」などの課題への対応に向けて、家計改善支援事業を実施します。
- 福祉・税・水道等の市役所内の各部署をはじめ、幅広い関係機関との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。

■ 交野市の生活困窮者自立支援事業実施体制



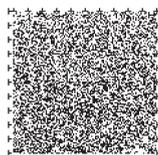
(5) 健康支援や生活支援の充実

①健康支援の充実

- 「交野市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくりに自主的に取り組むことができるよう、家庭や地域、行政がそれぞれの役割や特性を活かしながら連携し、市民一人ひとりの取り組みを支援します。
- 健康リーダーの養成等を行い、地域での主体的な健康づくり活動を支援します。
- 子どもの頃からの健康的な生活習慣の形成、働く世代の健診（検診）の受診勧奨や生活習慣の改善、高齢者の介護予防・ロコモティブシンドローム予防・フレイル対策など、ライフステージに応じた施策を展開します。
- 「元気アップ教室」等の通いの場の機能強化、「老人クラブ活動」への支援などを行い、居場所づくりや社会参加の促進を進めます。

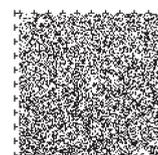
②生活支援の充実

- 「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防施策と認知症対策の推進も含めた生活支援の取り組みを推進します。
- 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「障がい者（児）福祉長期計画」に基づき、障がい者施策の推進も含めた生活支援の取り組みを推進します。
- 外出・移動に支援が必要な人に対しては、既存の公共交通機関とともに、ドアツードアの個別移動手段を活用した個別の外出・移動手段策を実施します。また、個別のニーズも踏まえながら効果検証を行い、必要かつ効果的な事業の実施に努めます。また、地域住民における互助の仕組みによる取り組みに対しての支援について検討します。
- 支援が必要な人にサービスが行き届くよう、各種事業の実施内容や利用方法等について、周知を行います。



■みんなの役割■

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談窓口や地域の民生委員・児童委員を知り、困った時には相談します。 ○ 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口に相談します。 ○ 健康づくりや生きがいづくりの活動に、積極的に参加します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな活動や行事を通して、住民の変化や異変に気づき、適切な支援への橋渡しをします。 ○ 生活上の小さな困りごとを助ける活動を展開します。 ○ 元気アップ教室などの健康づくりやサロン活動、ボランティア活動などの生きがいづくりへの参加者の拡大を図ります。 ○ 日常的な見守りを行い、高齢者や児童に対する虐待やDVを早期発見し、適切な機関につなぎます。 ○ 支援団体や社会福祉施設は、個々の専門性や特徴を活かして、高齢者・障がいのある人・生活困窮者等を支援する活動を行います。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉なんでも相談や出前講座、啓発物の配布等により相談窓口の周知を図り、住民が相談しやすい関係づくりに努めます。 ○ 地域住民と地域福祉に関係するさまざまな団体の顔のつながりをし、生活課題を早期発見・早期対応できる仕組みづくりを進めます。 ○ 生活困窮者自立支援事業を、関係団体、事業者と連携して実施します。 ○ 啓発活動や研修会の開催等により、高齢者・障がいのある人・子どもに対する虐待防止に努めます。 ○ 成年後見制度の相談業務等については、設置される「中核機関」としての役割に準じて、制度の周知や必要な方への制度利用へとつなぎます。 ○ 社会福祉協議会事業として、高齢者・障がいのある人の在宅福祉サービスや介護予防事業を充実します。



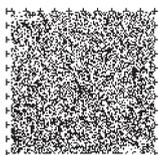
基本目標4 安全・安心な地域をつくる

■現状と課題■

- 災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。
- 災害時の要援護者への支援については「避難行動要支援者支援事業（愛称：おりひめ支え愛プロジェクト）」として実施しています。市では、支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方等を対象に、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していく必要があります。
- 市民アンケート調査では、地域の取り組みとして「災害や防災対策」や「安全や治安への取り組み」が必要であると回答している人が多く、安全・安心の対策への地域の役割を期待している人が多くみられました。
- 障がいのある人のアンケートでは、一人で避難できない人が4割近くを占めているのに対し、避難行動要支援者に登録をしている人は1割未満となっています。また、制度を知らない人が3割近くを占めていました。必要な人が必要な支援を受けられるように、制度の周知を行うとともに、登録の促進を進めていく必要があります。
- また、災害時には避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制の整備を望む人が最も多く、必要な人に必要な情報が届くよう、的確な情報伝達を行っていく必要があります。そのためには、障がいの有無やその特性に応じた配慮についても工夫が必要です。

■めざすべき姿■

- 市民一人ひとりの防災意識や地域の防災力が高まっています。
- 非常時や緊急時に、地域で助け合う体制が整っています。
- 地域ぐるみで、子どもや高齢者等を犯罪や事故から守る見守り活動が展開されています。
- 市民一人ひとりが犯罪や交通事故に対する知識や対応能力を身につけています。



《取り組みの方向性》

■市の役割■

(1) 防災に関する知識の普及啓発

- 防災に関する講座や講演会を開催し、防災に関する知識の普及を図ります。
- 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページなどで提供していきます。
- 「交野市地域防災計画」や「総合防災マップ」の普及啓発を図ります。
- いざという時に地域で互いに助け合うことができるよう、各種ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害）の普及啓発を図ります。

(2) 地域の自主防災活動の促進

- 自主防災組織の充実と活動の活性化を支援します。
- 各地区が設置している自主防災組織と情報共有のため、連絡協議会を開催します。

(3) 災害時の支援体制の整備（おりひめ支え愛プロジェクトの推進）

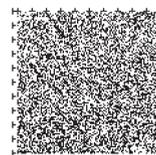
- 災害時にすべての人に必要な情報が適切に届くよう、配慮した情報発信に努めます。
- おりひめ支え愛プロジェクトを周知し、避難行動要支援者登録数の拡充を図るとともに、災害時には関係機関へ情報提供をします。
- 地域において避難行動要支援者に対する個別支援の取り組みが進むよう、支援します。
- 福祉避難所の開設（指定）・設備・運営等を行います。
- 災害ボランティアセンターを社会福祉協議会と協力して設置します。
- 住民基本台帳の情報を元に、避難行動要支援者登録者名簿を更新していきます。また、登録者名簿を使い、日頃の見守り等にも活用してもらえるよう支援します。
- 効果的な意見交換、情報交換が出来るよう、中学校区ごとに分けて、交流会を実施します。

(4) 防犯意識の向上を図る啓発の推進

- 警察や関係団体と連携して、防犯キャンペーン等による啓発や防犯教室を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。
- 高齢者等が消費者被害などにあわないよう、関係機関等と連携して、消費者被害防止の啓発活動を推進します。

(5) 地域における防犯活動の促進

- 不審者情報の提供体制を充実するとともに、「こども110番」「動くこども110番」「子どもの安全見守りパトロール」などの活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取り組みを推進します。
- 犯罪に対する注意を喚起する掲示や防犯カメラ、LED防犯灯の設置等により、防犯環境の整備を図ります。

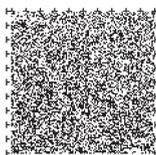


(6) 交通事故対策の推進

- 学校や地域において、警察や関係団体等と連携して交通安全教室を開催し、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の交通ルールとマナーの習得を図ります。
- 地域や民間団体の主体的な取り組みや活動を支援します。

■みんなの役割■

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えます。○ 地域での防災訓練等に積極的に参加します。○ 災害時に支援が必要な場合は、避難行動要支援者名簿に登録します。○ 外出時の隣近所への声かけ、防犯ブザーの携帯など防犯意識を高めます。○ 交通ルールを守り、交通事故防止に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none">○ 避難訓練、避難所運営訓練、防災に関する学習・啓発を行い、地域の防災力・減災力を高めます。○ 対象者に避難行動要支援者名簿への登録を呼び掛けるとともに、地域において、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。○ 地域において防犯・交通安全教室を実施します。○ 学校と連携して、登下校の子どもの見守りを行います。○ 日常的な見守り活動や防犯灯の設置、高齢者等に犯罪に対する注意喚起や被害情報の提供を行うなどにより、犯罪が起りにくい環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○ 地域での勉強会や研修会の開催など、地域の防災力を高めるための支援を行います。○ 災害時に住民と福祉施設等が連携できるネットワーク構築を目指し、日頃からの関係づくりを支援します。○ 災害ボランティアを育成します。○ 地域での見守り・防犯活動や啓発活動を支援します。○ 災害ボランティアの運営を行います。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、交野市で生活を営む住民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて計画の周知を図ります。

2 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員の役割

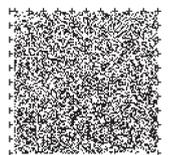
民生委員・児童委員は、地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

(3) 校区福祉委員会の役割

校区福祉委員会は、社会福祉協議会とともに、「福祉のまちづくり」を進める目的で小学校区ごとに設けられた市民主体の地域福祉活動組織です。

民生委員・児童委員、自治会役員、PTA役員、学校長、福祉施設、ボランティアなどで構成されている自主的な組織とし、地域での福祉活動の情報交換や調整の場として、今後の取り組みの推進役としての機能が期待されています。



(4) 地区・自治会の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、地区や自治会の役割がより一層重要となっています。さらに、校区福祉委員会とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(5) 老人クラブの役割

老人クラブは、高齢者の健康づくりや生きがいでなく、高齢者の地域における見守り・友愛訪問やサロンなど、地域で助け合い・支え合いの活動を担うとともに、高齢者が培ってきた知識や経験を活かした社会活動を通し、地域づくりを進めていく中で重要な役割を担っています。

さまざまな活動を進める中において、地域の関係機関・団体等と協働しながら、社会参加による日常生活の困りごとの把握や見守り支援や新たな地域生活課題への対応など、地域活動の担い手としての機能も期待されています。

(6) ボランティア・NPOの役割

ボランティア、NPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。

また、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(7) 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行なうとともに各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

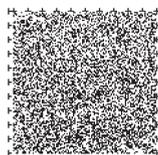
また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(8) 社会福祉協議会の役割

市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

今後、地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められます。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化します。

また、本計画と連動している、第4期交野市地域福祉活動計画を策定し、多くの方が参画する地域福祉を推進します。



(9) 行政の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、市民やサービス事業者等と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

また、市民やボランティア、NPO等、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと住民やボランティア、NPO等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

3 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく、保健・医療・福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

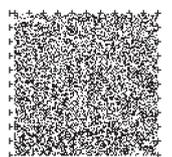
4 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくため、設定した「取り組みの方向性」や「めざすべき姿」の実現に向けた施策等について、PDCAサイクルをしっかりと回し、取りまとめたうえで、定期的に審議会において意見を頂くなど、その進捗状況の評価をします。

また、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する住民の意識や活動実態の把握に努めます。

さらに、進捗状況やそれに伴う意見・評価を反映させながら次期（第5期）計画へとつなげていきます。

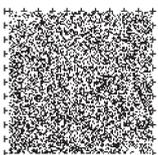
なお、次期計画の策定にあたっては、より一層、効果的な地域福祉活動の指針となる計画とするため、本計画と連動する社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化した計画策定も含めて検討します。



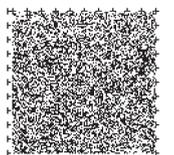
資料編

1 策定の経過

日程	市関係	(参考) 社協関係
令和2年 (2020年) 7月22日	第1回地域福祉計画推進審議会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・第3期交野市地域福祉計画の進捗状況 ・交野市地域福祉に関するアンケート調査について	
9月7日～ 9月25日	市民アンケート調査実施 ・20歳以上の市民2,000人に郵送配布 ・有効回収率48.7%	
9月18日		第2回校区福祉委員会委員長会議 ・地域福祉活動計画のスケジュール ・地域懇談会実施に向けた協力依頼
10月7日	第2回地域福祉計画推進審議会 ・第3期交野市地域福祉計画の進捗状況と評価及び重点的な取り組みにかかる評価について ・第4期交野市地域福祉計画の策定におけるスケジュール(案)について	
10月28日	第3回地域福祉計画推進審議会 ・市民アンケート結果の報告と検証について ・第4期交野市地域福祉計画骨子素案【構成】について	
11月～12月	地域懇談会意見集約アンケート配布協力依頼(10校区12地区)	
11月27日	地域懇談会(長宝寺地区)の実施 ※その他の11地区についても12～1月の実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び緊急事態宣言発令に伴い、実施を延期しました。	
11月30日		第1回地域福祉活動計画策定推進委員会 ・交野市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱について ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・第3期地域福祉活動計画の遂行年度の1年間の延長について ・第4期地域福祉活動計画の策定スケジュールについて ・地域福祉活動・地域ケース会議の実践の振り返り(動画視聴)



日程	市関係	(参考) 社協関係
12月8日～ 12月16日	関係団体アンケート調査実施 ・法人事業所、支援団体、当事者団体合計 230 団体に郵送配布（回収率 47.8%）	※調査結果については、第2章-3を参照
12月21日 (書面審議)	第4回地域福祉計画推進審議会 ・各計画からの現状と課題 ・第4期交野市地域福祉計画（素案）に ついて ・地域懇談会、福祉関係団体ヒアリング の実施状況	
令和3年 (2021年) 2月16日	第5回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について	
3月10日	第6回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について	
3月15日		第2回地域福祉活動計画策定推進委員会 ・第3期地域福祉活動計画の評価方法と 実績の集約について ・地域懇談会の進捗状況報告 ・第4期交野市地域福祉計画策定の進捗状 況報告 ・第4期交野市地域福祉活動計画策定・推 進委員会計画策定部会について
3月26日	第7回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（素案）について	
4月12日～ 5月12日	パブリックコメント 計画説明動画の公開（市民説明会）	
5月24日	第8回地域福祉計画推進審議会 ・交野市地域福祉計画（案）について	第1回交野市地域福祉活動計画策定部会 ・第3期地域福祉活動計画の評価について ・第4期地域福祉活動計画の策定に向けて 意見交換



2 交野市地域福祉計画推進審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日 条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市地域福祉計画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた見直しに関する事項
- (3) 福祉分野の総合的な推進に係る方策に関する事項
- (4) その他福祉の充実に必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健及び福祉に関する活動を行う者又は保健福祉関係団体の代表者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

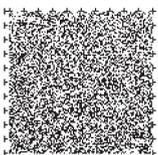
第 8 条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

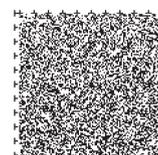
附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



3 交野市地域福祉計画推進審議会委員名簿

	氏名	団体名・役職	備考
会長	小寺 鐵也	種智院大学 教授	
副会長	大西 幸夫	交野市校区福祉委員会 会長	
	梶 健治	交野市民生委員児童委員協議会 副会長	
	松本 一美 ----- 中村 顕	大阪府四條畷保健所 所長	令和3年5月24日～ ----- ～令和3年3月31日
	市岡 伊佐男	交野市区長会 会長	
	前波 艶子 ----- 山口 幸三	交野市社会福祉協議会 会長	令和3年5月24日～ ----- ～令和3年3月5日
	西田 孝司	交野市社会福祉施設地域貢献連絡会 副会長	
	下村 隆司	交野市障害児(者)親の会 会長	
	山崎 歩美	交野市商業連合会 副会長	
	松本 和子	社会福祉法人 心生会 理事 人事部全職員業務アドバイザー	
	雲川 博之	交野市身体障がい者福祉会 会計	
	青山 雅宏	交野市星友クラブ連合会 会長	
	田丸 恵美 ----- 武田 政子	交野市地域子育て支援センター施設長	令和3年5月24日～ ----- ～令和3年3月31日
	梶 記代美	交野市ボランティアグループ連絡会 副会長	
	戸田 十九一	(特活)NALC交野拠点 いわふねクラブ代表	
	谷 恒雄	枚方・交野地区保護司会 副会長	
	菅原 幸治	交野市人権協会	
	森 貞香	市民公募	



4 用語解説

あ 行

アウトリーチ

「手を差しのべること」の意味で、援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

か 行

核家族

一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

合理的配慮

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。

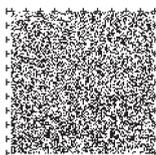
高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

さ 行

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。



社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

生活困窮者自立支援制度

平成 27 年（2015 年）4 月から始まった制度で、社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている人への支援（第 2 のセーフティネット）を強化する趣旨のもの。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。

た 行

団塊の世代

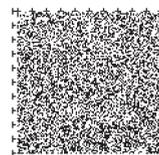
日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代（昭和 22 年から昭和 24 年生まれのベビーブーム世代のことをいう。）のこと。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。



地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含むさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

な 行

認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。

ニート

職に就かず、又求職活動もせず、通学もしていない、15歳から34歳の無業者のこと。

ノーマライゼーション

社会福祉の分野において、障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方のこと。

は 行

パブリックコメント

市の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、案を公表し、市民のみなさまから提出していただいたご意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

バリアフリー

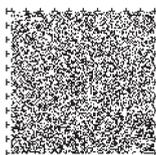
もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

ハローワーク

公共職業安定所。職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付などを全て無料で手掛ける国の行政機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。

ひきこもり

「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。



フリーター

15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、パート・アルバイトで就業中、または、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」、家事も通学もしていない者のうち、就業内定しておらず希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の人のこと。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪をしてしまった人や非行少年の更生や社会復帰をサポートする人のこと。保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

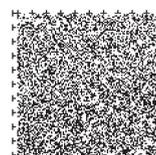
ボランティア

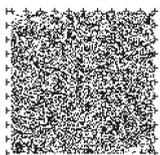
自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

ま 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。





第4期交野市地域福祉計画

発行：令和3年5月

編集：交野市 福祉部 福祉総務課

〒576-0034

大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号

電話：072-893-6400（代）

FAX：072-895-6065

